

No.	意見
1	<p>意見</p> <p>【知財イノベーション競争戦略】</p> <p>要旨：大学や公的研究機関の特許権のたな卸しを実施し、その活用をはかる具体的行動計画を数値目標とともに策定すること、裁判所が権利者有利の立場に立てる施策を策定すること及びそのために知財戦略本部に置く各種委員会等のメンバーに実務経験者を登用すること、が知財立国実現のために必要不可欠であることを述べています。</p> <p>大学及び公的研究機関の特許の活用について</p> <p>2011年11月30日に文部科学省から「平成22年度大学等における産学連携等実施状況について」と題する報告書が公表されました。この中で、「一方、特許権の実施許諾状況を見ると、4,968件と前年度に比べて441件（9.7%）増加しており、特許権の実施料収入額については、約14.5億円と前年度に比べて約5.5億円（62.3%）増加した。これに、特許権以外の知的財産権等による収入を合算すると約21億円となり、前年度に比べて約5億円の増加となっている。」との記載がありました。しかし、これは単に事実を事実として記述しているだけで、その状況が望ましいのか、そうでないのかについては言及されていません。これでは知的財産推進計画2011で掲げられた大学の知的財産活用が所期の目標を達成できたのかどうか分かりません。企業と大学において知的財産に永年携わった者としてこの事実をみますと、残念ながらとても成功している状況とはいえません。というのも、特許の収入が14.4億円、実施許諾状況は4,968件ということは、許諾1件あたりの収入が29万円弱となり、また、大学が保有する特許権（6,604件）1件あたりで計算すると、21万2000円となるからです。ということは、大学は1件当たり30万円の出願料と10万円の審査請求料と15万円の中間費用、計55万円と、知財部の人件費を支払って、やっと21万円の収入があるということになります。1件当たり約34万円の赤字です。同報告書の掲載資料によりますと、ここ5年間の状況はざっと均せばほぼ同じです。</p> <p>このような状況において、今までと同じ態様の計画を策定しても、この赤字体質からは脱却できないと考えます。そこで、「知的財産推進計画2012」の策定においては、大学の特許料収入を現在の10倍から20倍程度に引き上げる施策を講じる必要があると考えます。そのためには、大学が保有する特許権（6604件）の活用を図ることが、第一義です。</p> <p>これを実現するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学特許のたな卸し作業を実施すること、</li> <li>大学の特許と関係する事業との関係を調査すること</li> <li>大学の特許権を郡管理すること（大学単独で権利活用するには大学の負担、たとえば裁判費用の準備や訴訟担当人材の確保が困難であるから）</li> <li>これらを管理する組織を民間に構築すること</li> <li>具体的目標数字を挙げること</li> </ul> <p>を主眼にした施策が必要になると思います。</p> <p>本来ならばTLOがその役目を果たすべきだったと思われませんが、残念ながらここ8年間の状況をみてもその成果は見られない以上、大学特許の活用という観点からのTLOの役割はもはや不要というしかありません。</p> <p>産業総合研究所や物質材料研究機構等の公的研究機関もこと特許に関しては大学と同様の状況であると思われま。総合的で迅速な対応が必要であると考えます。知的財産推進計画2011で策定された「知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。（短期）（文部科学省）を実現する具体的取り組みを策定していただきたいと思ひます。</p> <p>2) 司法の場における知的財産権の強化の施策</p> <p>よく知られているとおり、日本における特許侵害訴訟の原告（権利者）勝訴率は約25%です（たとえば独立行政法人経済産業研究所 上席研究員の高倉成男氏の報告書参照）。同報告書によればこの数字はここ平成12年から同19年までほとんど変化していません。平成20年の裁判結果について調査したところ、まさにこの数字ぴったりでした。知財立国を標榜している国の裁</p>

	<p>判所が、ここ 10 年、これほど極端に権利者不利の判決を出すとは驚きです。何らかの施策を講ずべきです。司法は立法の責任だと言うかも知れませんが、特許法 104 条の三は裁判所が作った法律みたいなものですから、裁判所も特許権強化に資する対応をとるべきだと思います。しかし、その他の知財権、例えば著作権について裁判所は権利者側の立場に立っているように思えますので、この違いを修正する、または溝を埋める施策、立法をぜひお考えいただきたいと思ひます。</p> <p>理念の表明から具体策の実現を目指した施策</p> <p>知財の対象が広いからか、従来の推進計画は理念の表明ともいえるものが多く見受けられます。しかし、理念の表明だけでは目標を達成することは困難と考えます。やはり具体的な行動原理を導入する必要があると考えます。このためには知財の現場で十分な経験と知識がある人材を計画策定の委員とすべきです。知財関係の委員会の委員名簿を見る機会がありますが、実務経験がほとんど無さそうな方が委員になっているのをよく見受けられます。理念表明には適切な人材かもしれませんが、具体的施策を考えうる人材をもっと登用すべきではないでしょうか。</p>
--	---

No.	意見
2	<p>御意見： 「戦略 1 国際標準化のステージアップ戦略について」</p> <p>日本の優れた技術の国際標準化を推進するために、その技術内容が集積された JIS（日本工業規格）の国内での情報共有を強化すべきである。民間レベルではすでに小規模ながら、ウェブサイトを利用した情報発信が実施されている（例：ピリ辛著作権相談室 <a href="http://urheberrecht.cocolog-nifty.com/">http://urheberrecht.cocolog-nifty.com/</a>）。</p> <p>しかし日本国内の企業・技術者間でのさらなる規格情報の共有の強化が緊急に求められている。そのため、財団法人日本規格協会、国立国会図書館等が所蔵する JIS 規格票の規格本体をウェブサイトで公開するなど、政府主導による JIS の情報公開や有効活用を徹底すべきである。</p>

No.	意見
3	<p>TPP の著作権問題に関する御意見をさせていただきます。</p> <p>ところで、TPP の著作権問題に関して、アメリカから非親告罪化、画像やテキストファイルの全ての著作物の私的ダウンロードの罰則化の要求が出たとの事ですが。</p> <p>これは、どのような事なのでしょう？</p> <p>アメリカから私的ダウンロード違法化を全ての著作物（動画・音楽ファイルだけでなく、画像やテキスト文章のファイルも含める）に拡大し、罰則化を設けよという要求が出ましたが。創作活動における二次創作が危機的状況になりかねません！</p> <p>これは、以前から問題になっていた、取り締まり側の警察が著作者からの告訴の有無にも関わらずに、判断無しに自由に摘発できるようになったら、著作権法の非親告罪化まで加わったらどうなるのでしょうか？</p> <p>批評、引用はもちろんの事、ネットのちょっとした書き込みのコピペすら罰則対象になりかねません！</p> <p>こうなりますと、日本のインターネット産業や出版物なども含めて、全ての表現活動が壊滅的な打撃を受ける事になってしまう事になります。</p> <p>それに、アニメ作品・家庭用ゲーム・PCゲーム等の公式サイトなどで配布されている 壁紙・プロモーション用音楽ファイル・プロモーション用動画ファイル・体験版のダウンロードも違法・罰即化される事になってしまう事になります。</p> <p>「音楽等の私的違法ダウンロードの防止に関する法律案」が、議員立法として提出されるとの事ですが。</p> <p>私は、「音楽等の私的違法ダウンロードの防止に関する法律案」による違法ダウンロードの罰則には反対であります！</p> <p>違法ダウンロードの定義が曖昧であり、何処までが違法ダウンロードなのかが、疑問に思いません。</p> <p>どうやって、違法ダウンロードした人物を特定するのですか？</p>

そんなの出来る訳がありません！  
 そんな事をしたら、通信の秘密の侵害となり、憲法に違反します！  
 それを承知の上で、サイバー攻撃や、ウイルスの脅威も議論せずに、違法・合法の曖昧な定義で、違法ダウンロードした者を罰則する、違法ダウンロードの定義が曖昧である法案が提出されるのはおかしいと思います。  
 既にアップロードが違法化されているのだから、まずはそっちの取り締まりを強化をするべきである。  
 違法ダウンロードを完全に特定するのは無理※、法案の拡大解釈次第では、ネット社会の検閲にも繋がり、警察の捜査権肥大化の危険がある。  
 ※「知りながら DL」が成立するには、相手サーバや管理者の状況、また DL 物まで完全に「違法物だ」と知っている必要がある筈。  
 違法アップロードで告訴は聞いた事がありますが、違法ダウンロードで告訴と言う話は聞いた事ありません！  
 そんなの常人では知り得ない。  
 ニコニコ動画や youtube はストリーミング方式ですが、違法ダウンロードの定義とはどのようなことなのでしょう？  
 児童ポルノの所持はハードへキャッシュを保存したら所持ですが、メモリに常駐させてストリーミング再生なら・・・。  
 そして、それを外部へアナログ出力してラジカセで録音したら・・・。  
 この辺の「何がダウンロードか」という定義が不明確でして、審議している議員本人すら理解をしてないように思えます。  
 パソコンの仕組みなどを全く理解をしていない高齢者が意味も分からずに、法整備を進めようとしている現状に強い危機感を覚えます。  
 これは、「通信の秘密を侵してはならない」「検閲はしてはならない」に反する憲法違反にあたります。  
 今回の法律案だと、違法・合法の区別がつきにくく、ダウンロード配信サイトからの合法であるダウンロードも、ストリーミング配信も違法となり、見るだけでパソコンにキャッシュがたまり、罰則される恐れがあります！  
 以上、御意見とさせていただきます。

No.	意見
4	<p>[1] 弁理士試験の合格者数を著しく増加させるべき</p> <p>知財分野の専門家である弁理士の数が、まだまだ不足しております。</p> <p>地方に弁理士がいくらいるか。一部上場企業のメーカー・中小企業のメーカーに弁理士がいくらいるか。調べたことがあるでしょうか。</p> <p>平成23年度の弁理士試験では、熊本、秋田、福井、山形、佐賀、宮城、青森、岩手、鹿児島、大分、長崎、鳥取、島根 で合格者ゼロになっています。(特許庁 HP)</p> <p>この中には、10年間合格者がでていない県もあります。また、三重、栃木、香川、高知、愛媛、岡山、沖縄、宮崎 では合格者1人になっています。非常に少ないです。</p> <p>知財分野は、国の活力源の一つでもあり、国内市場に限らず、海外市場で制するのは、特許をはじめとする知財です。その専門家がまだ、まだ不足しているのです。</p> <p>これに対して、国は、弁理士の試験の合格者を増やすことに消極的で、スピードは非常に鈍いです。</p> <p>以前、コシヒカリ、あきたこまち、を中国市場で売り出そうとしても、商標をすでに中国で登録されていて、中国市場で、ブランドが使えない記事を見ました。これも、弁理士が、地方にある程度、配置されていれば防げたことで、国が弁理士の数を増やさなかったことが、原因です。すぐに、是正し、弁理士の数を増やすべきです。</p> <p>知的財産戦略本部が、弁理士試験の合格者数を提示し、弁理士試験の合格者を増やすことに意欲をみせるべきです。司法試験の合格者数を増やすこと以上に重要なことでないでしょうか。</p> <p>「知的財産推進計画2012」に「弁理士試験の合格者数を著しく増加させること」を盛り込み、国が本気で取り組む姿勢をみせるべきです。</p>

## [2] 弁理士試験の3次試験の合格率を上げるべき

次に、長年にわたって、弁理士の試験が行われてきましたが、近年、3次試験である口述試験の合格率が60%に著しく低下しています。

これに対して、旧司法試験、司法書士、中小企業診断士では、95%から100%の合格率となっております。

1次試験、2次試験を突破するのに通常、5年から6年の年月をようすといわれております。3次試験は、他の士業試験の3次試験と同程度の合格率とするべきです。

弁理士試験全体の難易度が上昇しており、弁理士試験の受験者数も減少し続けております。(平成23年度の志願者数は前年度に比べ、10%減少)

この点、ある専門家の意見によると、弁理士会・弁理士政治同盟なるものの圧力により、口述試験委員が、合格者の絞込みを最終試験の口述試験で行っているとのことでした。

弁理士会の会長は、会長選挙で弁理士試験の合格者を減らすことを公約として掲げていました。また、弁理士政治同盟の会長も同様に、試験の難易度を上げ、合格者を減らすことを公約しております。

弁理士試験の口述試験委員の職業を調べると、大多数の口述試験委員が「弁理士」であることが分かりました。また、弁理士の試験委員は、弁理士会において公募されているとのこと。国家試験は特許庁が主体的にやるべきで、試験委員は、民間が公募するのではなく、国が直接指名するべきではないでしょうか。国家試験を民間へ丸投げしているような形になっています。

大学の法学部の学者や、裁判官でも、試験委員は勤まると思います。これだけ、大多数の口述試験の試験委員に弁理士が付かないといけない必要性はどこにあるのでしょうか。早期に是正すべきです。

過去に、国家戦略と位置づけられた知的財産分野の専門家でもある弁理士の試験管轄は、省レベルで行うべきではないでしょうか。

以下が、弁理士会が公募した内容です。

勤務内容：弁理士試験の問題作成、論文式試験採点、口述試験の実施など

(下記勤務時期は予定)

(1) 論文式試験：4月上旬から9月中旬まで

(うち採点期間は7月下旬から9月上旬)

(2) 口述試験：9月中旬から10月下旬まで

(うち試験実施期間は10月中旬の7日間程度)

※問題作成を行う方は、7月中旬から10月下旬まで

応募条件

(1) 親族(血族・姻族ともに三親等以内)に受験者がいない方。

(2) 受験機関やゼミの講師等、現在弁理士試験に関与しておらず、かつ退任後3年を経過している方。

(3) 弁理士法第32条又は会則第49条の処分を受けていない方、又は処分を受けていても既に3年を経過している方。

(4) 弁理士試験短答式筆記試験免除対象講座を有する大学等で対象講座の講師等をしていない方、または大学等でこれに準ずる科目の講師等をしていない方。

(5) 上記(1)～(4)の他、弁理士試験の公正を妨げる事由のない方。

(6) 2年間ご就任可能な方。

(7) 好ましくは弁理士登録後10年以上の方。

候補者の応募タイプについて

●タイプ1(推薦人数 X名)

科目：特許・実用新案 担当：1) 論文式試験の採点 2) 口述試験の実施

●タイプ2(推薦人数 Y名)

	<p>科目：特許・実用新案 担当：1) 論文式試験の採点</p> <p>●タイプ3 (推薦人数 Z名)</p> <p>科目：意匠 担当：1) 論文式試験の採点 2) 口述試験の問題作成 3) 口述試験の実施</p> <p>●タイプ4 (推薦人数 A名)</p> <p>科目：意匠 担当：1) 論文式試験の採点 2) 口述試験の実施</p> <p>●タイプ5 (推薦人数 B名)</p> <p>科目：商標 担当：1) 論文式試験の採点 2) 口述試験の実施</p> <p>[3]特許事務所に所属する総所員数に対する弁理士数の割合を明記し、弁理士の価値を上げるべき</p> <p>特許事務所は、その名の通り、特許をはじめとする知的財産を扱う仕事をしておりますが、特許事務所に所属する弁理士数は特に法律で規定されておりません。</p> <p>したがって、所員が100人規模の特許事務所に弁理士が、2～3人程度でも、現状、法律には抵触しておりません。</p> <p>即ち、現在の特許業界では、弁理士のチェックなしに、給料の安い無資格者の所員が、技術文献を作成することで、経営がなりなっているのが現状です。</p> <p>ですから、実務経験がない理系出身者が、弁理士試験に合格し、晴れて弁理士になっても、給料の安い無資格者が大きな壁になって、弁理士として生きていくには、育ちにくい環境にあります。</p> <p>「知的財産推進計画2012」で、知財の人材育成を掲げるのなら、最低でも、特許事務所の総所員の5分の1、が、弁理士でなければいけない規制をするべきです。</p> <p>総所員100人規模の事務所では、弁理士は20人必要とするべきです。</p> <p>これにより、特許事務所は、積極的に、弁理士試験合格者を採用することになり、国が、弁理士試験合格者を増やすことに対してのマイナスの影響を担保できます。</p>
--	---

No.	意見
5	<p>昨今、国民の治安維持などを名目に思想言論表現といった基本的人権を不当に侵害する施策が見受けられます。自由の言論の産物である知的財産においてもそれが懸念され、知的財産推進計画2012に思う旨あり、日本国民として意見申し上げたく提出させていただきました。</p> <p>&gt; I 時代の大きな変化と知財イノベーションの必要性</p> <p>P.2&gt; 1. グローバル・ネットワーク時代の到来とダイナミックな世界の変化</p> <p>アメリカでSOPAやPIPAという言論の自由を根底から揺るがす人権侵害法が提唱され、大きな怒りの声を呼んでいます。日本でも違法情報対策の対策の為のサーバーブロッキングや多くの反対の声を無視して可決施行されたダウンロード違法化に、ウィルス対策としてウィルスの研究すら違法となり、病気に罹れば犯罪者にされ、医師も患者も病院ごと焼却するような仰天の内容で多くの疑問の声が寄せられながら全く修正されず可決したコンピュータウィルス対策法等、治安を名目に返って国民を危険に晒すだけの悪法が国民への説明不十分のまま次々と通っています。このような現状を改善せず放置したままでは、国民の不満は募るばかりではないでしょうか。</p> <p>P.3&gt; 2. 日本の危機、東日本大震災のショックと新たなチャンス</p> <p>震災時のデマ対策と称して言論規制を敷こうという意見があります。災害を言論の自由の侵害に利用しようとしているとしか思えません。このような意見には情報社会の自由化の為に断固反対いたしたく存じます。</p> <p>P.5&gt; 3. グローバル・ネットワーク時代の知的財産戦略 (知財イノベーション)</p> <p>京都府でファイル交換ソフトを開発した研究者が、そのソフトが海賊版の流通に使われたという容疑で罪に問われました。包丁を用いた傷害事件が起きたら鍛冶職人を罪に問うような暴挙です。日本はこのような知財開発を阻害する規制や風潮が多過ぎると感じます。</p>

	<p>&gt; II グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略</p> <p>P. 8&gt; 1. 国際標準化のステージアップ戦略</p> <p>国際標準化とありますが、日本独自の発想に置いて作られてものをその「国際」という言葉の笠に、TPPのラチェット規定やISD条項のような言掛かりで潰そうという圧力もあります。最近ではアメリカ自動車業界からの軽自動車規格の廃止要求など、求められる物、売れる物を作る努力をせずに求められ売れている物を無くせば自分達の作った物が売れるなどという意見には断固として拒否を述べるべきではないでしょうか。</p> <p>P. 28&gt; 4. クールジャパン戦略</p> <p>基本的人権が尊重された日本の自由な寛容の社会で生まれた作品群は今日世界で高い評価を受けていますが、そこに個人的や宗教的価値観で言論統制的な規制を求めてくる声が後を絶ちません。自分達の意見を肯定させようと、青少年の健全育成を目的として彼らは科学的に否定されている強力効果論や環境犯罪誘引説等を持ち出し、子どもという弱者を錦の御旗にみせかけ、その実あらゆる人の人権を侵害してでも言論統制を強いてくる意見は行政までが採用しようとしています。</p> <p>アメリカでは一精神科医の学説から始まったコミックコードによって半世紀も文化停滞を強いられました。日本でその歴史を繰り返してはいけません。</p> <p>自分がなぜ発言や表現を許されているのか解らず、他者の基本的人権を侵害する者には毅然と基本的人権を説いていくべきです。</p> <p>どうか、これからも人のための技術や娯楽を守るための施策を行って頂きたく、切にお願い申し上げます。</p>
--	--

No.	意見
	<p>【「知財イノベーション」について】</p> <p>P6</p> <p>「官民が一体となってクールジャパンを強力に推進」との文言があるが、方法については慎重に検討を行ったうえで適切な手法を選択してほしい。</p> <p>第1に、国家権力の介入によって若者文化などが改変されることのないよう、官の役割を対外的広報などの分野に限定し、文化自体の在り方は民に任せてほしいと思う。</p> <p>若者文化は自発的にボトムアップされているものであるから、そのあり方を変えることは避けたい。</p> <p>第2に、韓国のドラマなどが韓国政府によってごり押しされたために日本国内での反感が高まったことを反面教師として、強硬な推進ではなく文化の紹介と賛同者の開拓および日本的な視点・感性の共有拡散などマイルドな方向性を目指してほしいと思う。</p> <p>海外でナショナリズム的な反日感情を煽ることがあってはならない。</p>
6	<p>【「最新デジタル・ネットワーク戦略」について】</p> <p>P23</p> <p>書籍や放送の8割をデジタル化する目標が掲げられているが、デジタル偏重はサイバー刑法の改悪などによって遮断が生じた場合に文化破綻を誘発する可能性があるので慎重であるべきだと感じる。</p> <p>2020年を目標としていることから8年後までに現在のIT基礎を顧みない法制が改善されていけばよいが、逆に改悪が進んだ場合にはただちに脅威となる懸念がぬぐえない。</p> <p>よって、デジタル・アナログ両媒体を併存させ、片方の存続が困難な状況となっても、もう一方で存続が可能な状態を維持するべきであると考えます。</p> <p>一昨年の表現規制問題などを経験した視点からすれば、バイパスルートによる若者文化の維持手段を常に確保しておくことが必要不可欠であることは自明である。</p> <p>著作権侵害コンテンツを減少させるためには、その代替となるコンテンツを公式に公開することが重要である。</p> <p>P29の内容にも関連するが、現在、アニメ動画などに関しては違法アップロードを削除する一</p>

方で公式アカウントによるオンライン放送などが実践されている。  
これにより、放送設定のない地方局受信地域などの住民がすべてのアニメを視聴できる環境が整いつつある。

一方、海外向けは個人が翻訳した動画に依存しているのが現状であり、これを一律に削除してしまえば草の根的な文化共有が阻害されることになる。

そのため、そういった動画の削除を強行するのであれば代替となる動画を公式に作成し、字幕付き海外向け放映を積極的に行うことが求められる。

これは版元が自発的に行うことが望ましいが、そのような余裕のない場合も多いと考えられるので外務省や文化庁など各所が協力してそういった事業を手掛ける方策を検討してほしい。

ニコニコ動画などでみられるMADムービーなどに関しては、著作権法の緩和によって侵害から除外することも必要であると感じている。

若者文化の基礎となっているものであるから、一定基準のもとに容認する方向で転換するべきではないだろうか。

また、流通阻止のために強硬策をとればインターネットの利用自体が危険なものに変貌してしまいかねないと感じている。

例えば現在検討されている違法「ダウンロード」の刑罰法化のようなものである。

このような施策を強行することとなれば、例えばBGMとして違法なMP3ファイルを貼っているページへアクセスしてしまっただけで自動的にファイルがキャッシュフォルダへダウンロードされ処罰対象となってしまうような危険が想定されるのである。

もしこうなれば、公的機関や企業を除く個人のホームページを閲覧することは常に逮捕の脅威と隣り合わせの行為となってしまう、一般市民が活用できるものではなくなってしまうのである。

そのため、こういった方向性から転換し、市民の脅威とならない方法を検討してほしい

P24

図書館におけるアーカイブ機能の強化は非常に評価できる施策であって、有効活用の推進に邁進してもらいたいと思う。

その一方で、漫画やアニメなどのサブカルチャーに関していくつかの心配もしている。

第1点目は、権力が創作物に対して優劣を付すのではないかという懸念である。

図書館で収集するにあたっては対象の選別が行われるものと思われるが、その基準が一方的であったり特定価値観に偏重していたりすれば、例えば低俗だ、暴力的だと感じられた作品が排除されてしまうのではないかという懸念を抱いている。

第2点目に、児童ポルノ法の改正問題による図書館への処罰も懸念である。

自民党は単純所持規制や架空創作物への対象拡大を目指す法案を提出しており、長年にわたって漫画文化を享受する若者の懸念材料となっている。

このような法制が進んだ場合に、極めて多数の図書類などを収集した図書館がそのすべてを破棄できるのかが疑問である。

架空のキャラクターは年齢が不明確な場合も多く、また表現手法によっては違法行為に該当するかの判別が著しく困難な場合も多いため、対象となるかの認識の相違から図書館が単純所持規制によって処罰対象となることも懸念されるのである。

他にもいくらかの心配はあるが、そういった点に配慮し、また法制も注視しながら実現に向けた努力を継続してほしい。

P26

二次創作の合法化に関しては大いに評価したい。

現状では、創作的な若者文化の中核をも担っている二次創作であるが、著作権の好意によって黙認されているだけの状況である。

このような基盤の上で継続している同人誌やオリジナルイラストなどの二次創作活動であるが、TPP締結によって著作権法が非親告罪化されるという懸念が生じている現在においては非常に危機的状況であるとの認識をするべきであると感じている。

そこで、TPP締結の事態に陥る前に、一刻も早く二次創作の合法化に向けた具体策を明示する

ことが重要であると思う。

具体策としては、同人誌においては販売による純利益のうち一定割合を版元に支払うといった金銭面の問題、版元がどこであるか、原作者が誰であるかを(C)表記によって明示するといった権利の問題、そして二次創作者は原則として個人に限定し企業体などの参入を制限するといったような「同人の前提」に対する問題などを定める必要性があると感じている。

金銭面に関しては、現状では同人誌1誌を発行するにあたって正規手続きを取れば数十万円～数百万円規模の使用料が必要になってしまうケースがあり、これを個人創作者遵守させることは極めて非現実的である。そのため、これを現実的な規定の新設によって解消することが不可欠である。

一般的に同人誌を頒布する場合、私のような小サークルの場合には会場費用と印刷費用を経費とすれば黒字は殆ど出ないのが現状である。

そのため、例えば黒字額600円のうち50%の300円を支払う、といったような利益に応じた支払手法を採用していただきたいと思う。(当然であるが、版元に赤字補填を求めることはできない)

個人限定に関しては、例えば中国の企業などがコピー製品を大量生産することへの対策である。二次創作とデッドコピーの区別は必要であるとの認識に基づき検討してほしい。

これは、コミックマーケットなどの参加条件を参考として適切な境界線を探してほしい。

インターネット上における侵害の問題は難解であるが、先にもあげたMADムービーなどは角川書店が採用しているような認可方式を広く推進することが1つの手段ではないかと思っている。

一方で、東方Projectのように原作者が個人であるケースも近年増加しているため、こういったことを個人が実践するのは困難であると思われる。

これを解決するためには、やはり著作権法の規定をインターネット上で暗黙の了解とされている基準の改めるなどの対策をするしかないと感じている。

#### [総括]

著作権法は二次創作や同人誌などのサブカルチャーが存在しなかった時代に定められており、現状に対応できていない。

そのため、早急に「緩和」の方向性で改正を行う必要がある。

また近年、サイバー刑法のようなIT技術の基礎を踏まえない粗雑な法制が相次いでいるので、著作権法の改正にあたってはパソコンの利用を危険化させる取得の刑罰法化などは避けるべきである。

#### 【「クールジャパン戦略」について】

P29

イベントでの発信はもっと強化してほしい。

例えばコミックマーケットの企業ブースなどに日本政府が参加し、事業紹介とオリジナルグッズの頒布によるPRを進めることなどを提案したい。

また、昨年度の2月に愛知県で開催された「ぽぷかる」ようなイベントを各地域で開催し、地域活性化の推進と併せて文化推進を実践してほしい。

その一方で、各種条例改正などによってイベントの開催が妨げられつつある現状も忘れてはならない。

東京都では猪瀬直樹副知事などが「自治共和国論」などの超法規的な主張を持ち出さなければコミックマーケットの存続を肯定できないとする認識を示すなど、我が国を代表するイベントでさえ毎回存続の危機に立たされ続けているのが現状である。

そして、TAFなどのイベントも主催者である官の暴力的な振る舞いによって支持離れが進み、民によるACEなどへの移転が進んでいる。

こういった対立状況を解消するため、自治体の統制各局に対して融和姿勢を求め規制緩和や柔軟姿勢への転向を積極的に実現させていくべきである。

P33

諸外国の規制が障害となる場合は多い。



しかし、この状況は国内についても言えることである。

有名なものでは一昨年の東京都青少年条例であり、漫画表現に対して極めて差別的な文言が盛り込まれる事態に陥った。

石原慎太郎東京都知事の「卑しい仕事」発言などが、政治・行政権力のサブカルチャーに対する認識を如実に表している。

また、大阪府でも同様の条例改正が行われ、漫画の前提を否定するような規定が盛り込まれ、府内の書店からBLなどを扱った図書類が姿を消す騒ぎにまで発展したことは記憶に新しい。

こういった漫画や若者文化に対する差別や蔑視が日本国内においても根強く、若者の漫画を正しく読み解くことのできない中高年の担当者や議員が立案・立法を行っている現状が解消する見込みは全くない。

他にも、内閣府の男女共同参画計画およびそれに基づく各自治体の計画において女性キャラクターを攻撃するシーンの規制などバトルを扱った表現を阻害する懸念のある文言が盛り込まれたり、先にも述べた自ポ法自民党案など漫画表現に対する過剰な規制強化策の数々を挙げれば暇がない。

その認識の上で、海外に対しての規制緩和要求を行う前に、日本国内での障害解消を進めることが非常に重要であるとの認識を示す。

2015年を目途として

・各種条例・計画・法令における漫画表現に対する差別規定の改正・概念の人権に基づく「キャラクターへの人権侵害」論の否定の明示・環境浄化から文化活用への転換など、踏み込んだ具体性のある施策を打ち出し、日本国内のサブカルチャーに対する行政権力の姿勢是正を確実に実行していただきたい。

ここ2、3年の間に漫画文化への一方的な否定圧力が強まっており、早急に対応を講じなければ存続自体が脅威にさらされることになる。

また、規制撤廃圧力を我が国が「外圧」として他国に及ぼすことにも一定の懸念を感じている。それは、我が国に対して米国やカナダなどの諸外国が漫画表現に対する規制強化やインターネットの取り締まりなどに関する外圧を強めることを肯定してしまう懸念があるからだ。

東京都条例問題の際も米国の外圧が背景にあるとの話題が持ち上がったが、そのような我が国に対する脅威を肯定するような行動を自ら示してはならない。

日本の若者が相手国の漫画を愛する若者と連帯し、国際的に機運を高めることは否定しないし推進するべきであると思っている。

しかし、日本政府として相手の国家へ圧力を及ぼし、外圧的に法制度改正を迫ることは避けるべきだ。

国によって価値観の相違があり、それを押し付けあうことは誰の利益にもならない。

P34

アニメーターへの支援は、まず労働環境の改善から進めてほしい。

そうしなければ、海外への流出は歯止めをかけられない。

[総括]

クールジャパンの若年層に対する最大勢力であるサブカルチャーが抱える最大の環境的課題は、政治権力・行政権力の無理解である。

そういった各権力は、サブカルチャーを「卑しい仕事」で「実写よりも劣る」と決めつけている。

そして、その活動を妨げる施策ばかりを打ち出している。

クールジャパンを推進するためには、こういった各権力の考えを改めさせ、国内における規制緩和と文化共有を進めることが一番重要である。

以上が、漫画の創作活動を行い、非実在青少年闘争に参加した大学生の意見でございます。

政治権力各局の中でも文化庁の皆様は非常に若者文化に対して理解があり、我々が課題であると感じている諸事項に対して打開の姿勢を見せてくださっているの、非常に感謝をしております。

	<p>しかし、その一方で規制に対する姿勢が不十分であったり、他の権力機関が行っている施策に対応しきれていない部分を感じられたりと、やや不十分な印象を抱くとも少なくありません。</p> <p>創作文化に対する脅威を見誤らず、我々の文化享受を守っていただけるとありがたいです。</p> <p>各政策のほか、TPP や各種外圧など文化の前提に対する脅威が山積している現状ですが、我々の文化が世界の中で誇りある地位を占めることができるよう、下支えしていただけますようお願い申し上げます。</p>
--	---

No	意見
7	<p>《要旨》</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード違法化条項の撤廃を求める。何ら国民的コンセンサスを得ていない海賊版対策条約の批准、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2011を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1) 「知的財産推進計画2011」の記載事項について：</p> <p>a) 海賊版対策条約（ACTA）について</p> <p>去年経産省の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を通され、今年文化庁の主導により無意味かつ危険なDRM回避規制の強化が行われようとしているが、その背景には、第23ページに書かれている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の検討がある。このように、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約交渉及び署名を、何ら国民的なコンセンサスを得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおよそ論外であり、私は一国民として、このACTAの批准に反対する。</p> <p>b) インターネット上の著作権侵害の抑止について</p> <p>第26ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、</p>

情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダ責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

c) 二次創作（パロディ）の権利処理ルールの明確化について

第26ページに、「パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」と書かれているが、パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺されるべきものではない。今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、パロディに関する検討について引き続き知財計画に記載するのであれば、検討においてそのルールが必要以上に規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意すると明記するべきである。

また、フランスなどでパロディに関する著作権法上の権利制限が存在していることから分かるように、世界的に見ても、パロディなどの文化的意義・価値が認められていないなどということは決してない。政府・与党の検討にあつては、このような二次創作の文化的意義・価値をきちんと認めるべきであり、この点からも、どのような著作権法上のルールの検討も文化庁によって不当に規制的なものとされ文化の発展をかえって阻害しているという今の惨状を多少なりとも緩和するべく、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にパロディなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

d) クラウド型サービスに関する著作権制度上の課題の整理について

第25ページに、「我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」と書かれている。この点について、最近公表された、文化庁の「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」には、『クラウドサービス』の進展を理由に、直ちに『クラウドサービス』固有の問題として著作権法の改正が必要であるとは認められないものとする」と書かれ、文化庁は身勝手な理屈で法改正をせず済ませようとしているが、これはそのような次元の問題ではない。この報告書中でも触れられている「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、文化庁の関与を排除して速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

e) 意匠の保護対象拡大に関する検討について

第16ページに、「3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る」と書かれている。この点について、特許庁の産業構造審議会・知的財産政策部会・意匠制度小委員会の資料で、コンピュータディスプレイ上の単なる画像についても意匠権の対象とするような保護対象の拡大について検討するとされている。しかし、コンピュータディスプレ

イ上のアイコンやウェブサイト画像のような単なる画像まで絶対的独占権である意匠権の対象とすることは、コンピュータ及びインターネットが広く普及した現在においては、知財権の保護を受けることによる創作促進のメリットよりも、企業及び個人ユーザーに不当に過大なコストが課され、これらが不必要に訴訟リスクに晒されることによるデメリットが遙かに大きくなる可能性が極めて強く、私はこのような意匠権の保護対象の拡大に反対する。特許庁の検討でどこまで考慮されているかは不明だが、ここで、制度コストとして、審査登録にかかるコストや事前の権利クリアランスにかかるコストも考えなければならないのは無論のことであり、このようなコストはメリットと比較した時に不当に高いものとなることが予想されるのである。意匠において審査登録主義を採用している我が国において、実質無審査登録主義を採用している欧州各国や韓国における例や、裁判に頼った法制度設計を行っているアメリカにおける例が参考になることもない。

このことは、画面デザインと物品との一体性の要件の撤廃・緩和によるか、現行の画面デザインにおける機能・操作要件の見直しによるかによって変わって来るような法律上のテクニカルな問題ではない。いかなる形を取るにせよ、コンピュータディスプレイ上の単なる画像まで意匠権の対象とするような保護対象の拡大に私は私は反対する。特許庁におけるこのような検討を中止し、知財計画2012の記載からは、この意匠の保護対象拡大に関する記載を削除するべきである。

#### f) 商標の保護対象拡大に関する検討について

第16ページに、「音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速かに結論を得る」と書かれている。ここで、特許庁の新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書で、音の商標を新たな保護対象として追加する方針が示され、特許庁の産業構造審議会・知的財産政策部会・商標制度小委員会で検討が続けられるものと考えられるが、音の商標は、他の視覚的な商標とは異なる特色を有しているということが考慮されるべきであり、音に、会社名を連呼するような音だけでは無く単なる旋律も含まれ得、音の商標の使用に、単なるBGMとしての使用も含まれ得ることから、音については特に慎重に検討するべきである。特に、日本において音の商標の保護に対するニーズがそこまで強いとは到底考えられず、このような法改正ニーズが明確に示されない限り、また、このようなニーズが明確に示されたとしても、他人の著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利得を得るための登録が排除されない限り、音について、その商標の保護対象への追加をしないこととするべきである。

#### g) コンテンツに関する規制緩和について

第33ページに、アジア市場をはじめとする諸外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけ、実現すると書かれている。このようなことも無論重要であるが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきである。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものである。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は片腹痛いと言いたい。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではない。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきである。

#### (2) その他の知財政策事項について：

##### a) ダウンロード違法化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りな

が行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行されたが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ない。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

日本レコード協会が、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利を踏みにじり自己の利益のみを最大化しようと、外形的に違法性の区別がつかないこのような私的行為に対して刑事罰を付加するようにとロビー活動を行い、自民党及び公明党がダウンロードを犯罪化する法案をまとめるなど、既に弊害は出ている。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきである。

最近、自民党及び公明党がダウンロードを犯罪化する法案をまとめているが、ダウンロード違法化の検討の際に指摘された問題がいまだにほとんどなにも解決されておらず、ダウンロード違法化自体間違っていたことが証明されつつある中、ダウンロード違法化に罰則をつけることに正当性は一カケラもない。どだいダウンロード違法化をして早々の段階で、レコード協会などが、民事訴訟すら起こさずに、刑事罰の付加を求めること自体狂っているとしか言いようがない。繰り返しになるが、一人しか絡まない行為であるダウンロードについて違法性の認識・故意を証明するのは基本的に不可能であり、世界中見渡しても単なるダウンロードを刑事訴追したケースは1件もないことを考えれば、ダウンロードを犯罪化してユーザー一人々々を推定有罪の裁判で追い込みたいなどという主張がいかに間違っているかは誰にでも分かることだろう。政府・与党にあっては、ダウンロード犯罪化問題について、全ネットユーザー、全IT業界に関係することとして、憲法、刑法の原則にまで立ち返った議論、より国民的な議論を喚起した上で、このような法案が百害あって一利ないことをきちんと認識し、ダウンロード犯罪化法案のような非道極まる法案を永遠に葬り去るべきである。

また、この問題において、最近、スイス政府から、ダウンロードは著作権法上合法のままであるべきとする報告書が出されていることなども注目されてしかるべきである（スイス法務・警察省のリリクス <http://www.ejpd.admin.ch/content/ejpd/de/home/dokumentation/mi/2011/2011-11-30.html> 参照）。

#### b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるころでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

文化庁・文化審議会・著作権分科会の報告書において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスターテープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とす

るのでない著作物の不可避的・付随的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしているが、これほど限定したのでは、これはもはや権利制限の一般規定の名に値しない。これでは、仮に導入されたところで、いつも通り権利者団体にとってのみ都合の良い形で新たに極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきではなく、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

権利を侵害するかしらないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

#### c) 保護期間延長問題について

保護期間延長問題についても、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろうているこの問題について、文化庁が継続検討するとしていること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2012では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとしてほしい。特に、流通事業者には過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

#### d) DRM回避規制について

去年経産省の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を通され、今年文化庁の主導により無意味かつ危険なDRM回避規制の強化が行われようとしているが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。文化庁において作成されていると思われる著作権法改正案からDRM回避規制強化に関する条項を即刻削除し、知財計画2012では、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化をしないとされるべきである。

特に、DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、震災のドサクサ紛れに通された先般の不正競争防止法の改正で導入された、DRM回避機器の提供等への刑事罰付与についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

e) 出版社に対する著作隣接権付与の検討について

文化庁の電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議で、出版者への権利付与について引き続き検討するとされたが、インターネットのようなコストの極めて低い自由な流通チャネルで、出版社のような流通事業者が強力な独占権を新たに発生させることは、著作物の利用を無意味に阻害し、文化と経済に無意味に害悪を垂れ流すことにしかならない。インターネットで流通事業者を優遇することは、ユーザーの創作インセンティブを大きく損なうことにしか繋がらないのであり、このような出版社に対する著作隣接権付与に私は反対する。文化庁における検討を即刻停止するとともに、政府において、このような出版者に対する権利付与をしないと決定するべきである。

f) 私的録音録画補償金問題について

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、今に至るも文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金については既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展している。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があると到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識され

なくてはならないことである。

g) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2012では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

h) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われているが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今なおストライクポリシーについて大揉めに揉めている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されなくてはならない。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案(SOPA)や知財保護強化法案(PIPA)が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議延期とされたが、日本においても著作権団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れがある。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。



## i) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

文化庁で間接侵害の明確化についての検討が進められている。セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2012においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると明記してもらいたい。

なお、スキャン代行業者に対する訴訟なども起こされている状況の中で間接侵害に関する検討などから不用意にこのような業態を全て違法とするような立法を行うべきではない。かえって、スキャン代行業のような私的複製代行業については、著作物の通常の利用を妨げず、著作者の利益を不当に害しない、公正な利用として権利者の許諾なく行えてしかるべき類型もあるものと考えられ、そのような類型について速やかに整理するとともに、公正な利用と考えられる類型について、一般フェアユース条項の導入によりすくい上げられるようにすべきである。

## j) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダ責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2012において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

## k) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する検討について

今年は、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、上で書いた通り、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に

処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

l) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入について

また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

m) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。)

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返して取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に

極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。児童ポルノ規制法に関して真に検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決

して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm>参照)。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

自民党・公明党から、危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出されているという危険な状態が今なお続いているが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。今後児童ポルノ法の改正を検討するのであれば、与野党の間で修正協議と称して密室協議に入ることなく、きちんと公開される国会の場で、民主党から新たに出された改正案を軸に、現行法の問題点についても含め、徹底的な議論をするべきである。

さらに、かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

#### c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意

	をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。
--	---

No.	意見
8	著作権法違反の非親告罪化と、書籍の著作権を、出版社に著作隣接権を与えることに反対します。

No.	意見
9	著作権法の非親告罪化について絶対に反対です。警察による恣意的な運用で摘発されては困りますので。

No.	意見
10	著作権の非親告罪化と法廷賠償金・全著作物の私的ダウンロード違法化は今後の知的財産の発展を大きく妨げる恐れがあるため除外すべき。 また、警察組織の権限拡大となるので、絶対に反対。

No.	意見
11	<p>戦略4について</p> <p>&lt;要旨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際会議でデマを流す一部の狂信的な団体やそれと結びつく政治家・官僚、マスコミ関係者などの影響力を政府内で排除し、日本の自由な発想や表現を守り抜け。</li> <li>・ 若手アニメーターの待遇を改善せよ。</li> <li>・ 計画で触れられていないが日本製コンテンツに悪影響を与えかねない政策についても検討せよ。</li> </ul> <p>また、TPP参加による知財政策への影響を早急に国民に公表せよ。</p> <p>&lt;本文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 33 ページに、「コンテンツ分野では、従来から一部の国で他国の映画や放送番組に関する数量規制やゲーム機の輸入規制などの障壁が引き続き存在しており、国として緩和・撤廃に向けた取組が不可欠である」とあるが、数量規制や輸入規制だけでなく、他国からの表現規制の圧力をはねのける努力が必要である。日本では何ら問題となっていない表現を規制しているスウェーデンやカナダ、アメリカなどは国際機関などを通じて特に性的な表現の規制を日本に強要している。しかし、日本のコンテンツの強みは自由な表現や発想が認められているところにある。日本がこうした国々に合わせて表現規制をおこなうならば、日本のコンテンツの競争力は失われてしまうであろう。表現の自由が認められている国々と連携し、国際機関で表現の自由が最大限に認められるよう日本は努力するべきである。また、性的表現の排除を狙う一部の狂信的な団体が国際会議などで日本の漫画・アニメの総売り上げを児童ポルノの売り上げと報告するなどデマを流して、日本製コンテンツの評判を貶めている。さらにこうした狂信的な団体に一部の政治家や官僚(外務省・内閣府・警察庁のごく一部)、マスコミ関係者が結び付き、国内でもことさらにデマを広げ、不当な規制を強化しようとしている。</li> </ul> <p>貶められた日本の評判を取り戻し、政府内における狂信的な団体の影響力を排除する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 34 ページに「若手アニメーターに制作機会を提供することを通じ、人材育成を推進する」とあるが、制作機会以上に若手アニメーターに保証しなければならないのは、経済的安定である。アニメーターの多くが低賃金にあえぎ、ベテランでも満足な生活を維持できない者が多い。アニメなどの売り上げは一部の人間に独占され、末端でアニメを支えているアニメーターには利益が還元されていない。アニメーターの待遇を改善するためにも、アニメの売り上げの多くがアニメーターに還元されるようにするべきである。そうでなければ、日本アニメを支える人材</li> </ul>

	<p>は枯渇してしまうであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、計画では触れられていないが、日本製コンテンツの競争力に打撃を与えるような政策が政府によって推進されている。</li> </ul> <p>たとえば、一部の政治家は違法ダウンロードの厳罰化を進めているが、違法ダウンロードがDVDなどの売り上げを落としているという明確な証拠はなく、むしろ違法ダウンロードが作品の宣伝につながっているという説もあり、違法ダウンロードによる数多くの二次創作が日本のコンテンツをより豊かにしているという考えもある。違法ダウンロードの厳罰化を性急におこなうべきではなく、もっと慎重に判断するべきである。また、現在、日本版フェアユースが検討されているが、現在漏れ聞こえてくる内容ではあまりにもフェアユースの範囲が狭すぎて、パロディなどの2次創作が委縮してしまう。日本版フェアユースは諸外国を参考に範囲を広くとるべきである。</p> <p>TPP参加による知財政策の変化も日本のコンテンツ産業の発展にどのような影響を与えるか、多くの創作者に不安を与えている。</p> <p>政府はTPP参加による知財政策への影響を早急に公表するべきである。</p>
--	---

No.	意見
12	<p>《要旨》</p> <p>この度私は、知財本部が「知的財産推進計画2012」の策定に関しまして、ご意見を述べると同時に、現在の知財・情報に対する規制強化の動き・・・ 紘个恵埜任箸靴動杖弔鯨修稽・ 討評后・ ・ 鹿臈銓昭岱昭臈銓・ 蠅綵・ ・ 聲竇就MS Pゴシック”&gt;</p> <p>まず最初に（1）の「知的財産推進計画2011」の記載事項に付きまして。</p> <p>《全文》</p> <p>a)における海賊版対策条約（ACTA）経産省の主導により、DRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を通され、文化庁の主導により極めて危険なDRM回避規制の強化が行われようとしています。その背景には、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の検討がある。</p> <p>このように、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約交渉及び署名を、何ら国民的なコンセンサスを得不中で、政府が勝手に行うなど論外であり、私は一国民として、このACTAの批准に断固反対する。</p> <p>次にb)のインターネット上の著作権侵害・・の抑止・・について。</p> <p>第26ページにおいて、インターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策・違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー・情報アクセス権等の国民の基本的な権利を尊重しつつ、的確に対策を進めることを明記してもらいたい。</p> <p>この点におきましても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、</p> <p>現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。</p> <p>次にc)二次創作（パロディ）の権利処理ルールの明確化について。</p> <p>第26ページに・ ・ ◆ 巾僂蹈妊・ 亡悛垢詼・ 倅蠅鯨 鮭 ‘い垢襪箸箸發法・ ・ 錫鯨インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」と書かれているが、パロディなどの二次創作自体は、それこそ高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって、完全に封殺されるべきものではない。</p> <p>今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により、表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、</p> <p>パロディに関する検討について引き続き知財計画に記載するのであれば、検討においてそのルー</p>

ルが必要以上に規制的なものとなり、  
 文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意すると明記するべきである。  
 ・・、烹癩忙洽献襪襪竜・・E汽う肇中踏奪⑤鷓阿砲吊い董・・錫鮪・・・損洽献・・襪遼・・・縮箋蠅ツ⑩殴汽う筏・・箋蠅砲、韻觴・領票映秒賃里亮臘イ蓮C鋸飽貶・・朕半一蠅覆發里任△蠅・・錫鮪ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする極めて非常識なものばかりである。  
 今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。  
 現在も現行の児童ポルノ法案の枠組み自体が、過剰な規制に傾いています。  
 とくに、市民の誰もが規制対象になる恐れがある。家族のアルバム写真、ヌードを含む写真集、雑誌のグラビア、家族・恋人の写真、本人の写真、さらにはメールで送り付けられた画像や、悪意で送付された写真などの所持が広く処罰されかねません。  
 最後にアニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。  
 アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。  
 単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正當化するに足る立法事実の変化自体が、いまだに何一つありません。

No.	意見
13	<p>&lt;意見&gt;                      こんにちは。知的財産推進計画について、いくつか意見したいことがあります。                      まず最初に、出版社に対する著作権隣接権付与ですが、これは絶対にしないでください。著作物を守るどころか、コンテンツ産業や文化が大きく衰退する恐れがあります。日本には、ファンによる二次創作（パロディ）という独特の文化がありますが、二次創作以前に商業誌で必ず問題が起きます。出版社にこのような大きい権限を与えれば、商業誌や、日本で一番大きな（日本で一番大きいということはたぶん世界最大）二次創作の祭典であるコミケットなどで作者たちが萎縮し、農業などとは違い、風評被害を受けないコンテンツ産業の国益に大きな損失が出ます。                      二次創作についても、高い文化的意義・価値があり、また新人漫画家発掘の場でもあります。さらに世界的に見て、これほど女性が参加している表現の場は稀です。コミケットなどを「男性が女性に対する性的差別漫画などを描き売っている」と批判する人もいますが、実際コミケット参加者はほとんどが女性です。また、性的、暴力的表現が激しい作品にはきちんと年齢制限を設けるなど、きちんと対策もとられています。二次創作の文化的意義・価値、世界でも稀な女性の表現できるコンテンツであることを認め、規制ではない、二次創作を守るルールが必要です。                      そして、東京都青少年健全育成条例のような表現の自由を侵害する条例は廃止するべきです。この条例はすでに各地方の条例に飛び火しています。実際の犯罪を規制せず、漫画の中の「架空の世界」の犯罪を規制するなど無駄です。そもそも漫画大国日本は、先進国の中でも治安のいい国です。イギリスや韓国など、性的、暴力的表現を規制している国のほうがはるかに強姦などの大きな犯罪が多発しています。そして、日本の漫画、アニメが世界で支持を得ている理由は、そのような表現を隠さずに描いている大人向けのストーリーであるからです。蛍の墓や、はだしのゲンのように戦争の厳しさ、悲しさを伝えるアニメも日本以外ではあまり見かけません。海外アニメは本当に子供向けの作品が多いのです。大人が見て面白いと思える日本独自のこの表現を規制しては、いずれは大きな損失になります。</p>

No.	意見
14	<p>要旨：                      II-3 最先端デジタル・ネットワーク戦略                      TPP 参加自体も反対だが、著作権法のアメリカナイズ反対、私的ダウンロードの非親告罪化反</p>

	<p>対、私的利用のための複製容認、クリエイター保護視点の強化、著作隣接権付与拡大に反対。</p> <p>意見： II-3 最先端デジタル・ネットワーク戦略 我が国は、世界でも最も著作権法の厳しい国の一つである。 更に、TPP への事実上参加宣言に伴い、死後 70 年の権利保護等、アメリカの基準で著作権の保護に向けての取り組みなど、実に不毛な真似をしていると考えざるを得ない。 アメリカに媚びるために TPP 参加を決めたからと、グローバル化と言う名のアメリカナイズにより、私的ダウンロードの非親告罪化に取り組むと言う愚かな真似は反対である。 著作権法では、私的利用のための複製を認める規定が存在しているが、これを認めないとする動きが一部著作権保護団体である事は無視出来ず、利用者の権利を侵害するものと考え、著作者への保護が強過ぎるのは、今後を見据えた上では障害にすらなり得る。 私的利用のために複製する事は、データの消失などを考えれば当然である。 必要以上に利用者の権利を侵害すべきではない。</p> <p>また、作者以外にも出版社等への著作隣接権付与を推進する動きもあるようだが、やはり作者即ちクリエイターの権利を重視すべきである。</p>
--	---

No.	意見
15	<p>近ごろ、マンガ・アニメ・ゲームに対する表現規制や、知的財産保護に関する問題を目にして思うのが、身近に触れて楽しんでいる層の意見が全くと言っていいほど反映されてないという事です。</p> <p>「青少年に悪影響を及ぼす」「著作権・知的財産を侵害している」等の批判がありますが、マンガ・アニメ・ゲームを楽しむ、愛する方法はいろんな形があっいいのではないかと思います。ただ読む・見る・遊ぶだけではなく、趣味の範囲で二次創作やコスプレ等キャラと同化して楽しむことは決して社会秩序を乱す行為ではないと私は思います。</p> <p>そもそも著作物は何より制作者の物です。</p> <p>公権力が勝手に介入して制作者の望まない規制をかける事は何より著作者・制作者を冒瀆する愚かな行いだと思います。</p> <p>また、規制推進派の意見や情報ソースの中には嘘・捏造や品性を疑いたくなる発言も多く見受けられます 例) 「漫画規制に反対するオタクは認知障害者である」(第 28 期東京都青少年問題協議会議事録より) 特に上記の発言は介護現場で働いているものとして、またマンガ・アニメ・ゲームを愛する者としては決して許すことのできない悪質な暴言です。</p> <p>いま現在実在している青少年や制作者を蚊帳の外に置いて安易に規制強化に走ったりする事のないよう心よりお願いします。</p>

No.	意見
16	<p>【結論】知的財産推進計画 2011 に大きく欠けている観点である「ポリスファンクション強化」を入れた上で、知的財産推進計画 2012 を策定すべきと思います。</p> <p>【詳細】 日本が技術でも知財権でも勝っているのに、事業でぼろ負けした事例としてはDVD産業があります。下記サイトにて、東大の小川紘一教授が詳しく分析しています。特に第 21 ページの図 9 と脚注に注目ください。 <a href="http://www.iam.dpc.u-tokyo.ac.jp/workingpapers/pdf/papers_091014ogawa.pdf">http://www.iam.dpc.u-tokyo.ac.jp/workingpapers/pdf/papers_091014ogawa.pdf</a> これは、次の 2 つを意味していると思います。</p> <p>① 日本は知的財産権のロイヤリティ率を現在の 5% 程度を常識とする暗黙のルールを打破し、30% 程度とするようなルール変更を主導すべきである。</p> <p>② 日本は知的財産権の侵害摘発を行なう「ポリス・ファンクション」を徹底すべきである。</p> <p>上記の①と②の観点を欠いたままの知的財産推進施策 2012 となってしまうのは、「技術で</p>



	<p>勝ち、特許権獲得で勝ち、国際標準化で勝っても、事業で負ける」となります。</p> <p>ポリスファンクション強化の具体的施策としては、次のAとBの両方の同時並行的な実施が必要と考えます。</p> <p>A. 侵害可能性のある外国製品の分解分析を実行できる設備とノウハウと人材をそろえた部署を日本の公的研究機関の中に設け、安価・短納期と簡単な手続きで、日本企業からの分解分析実行の依頼に応じる体制をつくる。</p> <p>B. 日本企業の知的財産部署の新たな役割として、「侵害可能性のある競合製品の入手と分解分析による侵害摘発」を政府が強調し、日本企業でのその役割の強化を支援する。</p>
--	---

No.	意見
17	<p>・インターネット上の著作権侵害等に対する対策の強化について</p> <p>もっとも懸念されている問題は範囲を広げ、これまで許容されていたものを違法化・犯罪化する事により起こりうる拡大解釈に伴う冤罪問題等です。</p> <p>何が違法なのかどうかも一般人には判別が殆どつかない「ダウンロード犯罪化」や本来作者の権利のはずが、警察のさじ加減で罰則可能な「著作権の非親告化」などあまりにも「行き過ぎた取り締まり」をしてしまうと却って「国民の生活に深刻な支障を来してしまう恐れ」があります。それ以外にも対策方法によっては「通信の秘密」等に関わるプライバシーやその他の権利を著しく侵害してしまう可能性があります。</p> <p>「対策を強化」と言う前に基本的人権に対する「十分な配慮」を前提として考慮すべきではないでしょうか。</p> <p>また検閲になっていないかどうか慎重に対応していくべき。</p> <p>今の国の人権に対する考え方は、個人の人権として考えようとはせず、全体主義として人権として見ている様に思えます。</p> <p>「全体を守る為に個人個人の人権を踏み躪る」様な事がない様に配慮しなければ、結局は上の方々が「守った気になっている」だけで現実的には誰も守れていません。</p> <p>・著作権について</p> <p>ここの定義を「明確化」するべきであって、恐れられていることはパロディやモチーフ、オマージュといった手法に制限が掛かり、自由な創作活動ができず委縮してしまい、文化が衰退するのではないかという問題があります。</p> <p>・表現規制に対して</p> <p>また外圧、警察、その他宗教団体などによる日本文化を脅かす不当な表現規制などの思想弾圧行為に対して今後十分な対策をしていくべき。</p> <p>文化保護と言いながら、これまでこういう問題が無視され続けており、国民から反対意見が出て行政が無視して強行するなどあまりにも酷い現状があります。</p> <p>そして、これは単純に「文化」だけの問題ではなく、それに伴う作り手、受け手、売買に関わる「人権」の問題でもあります。</p> <p>一部の表現が過激だから、現実では道徳に反するから、無くしてしまえと言うのは、単なる道徳の押し付けにすぎず、当然創作活動に悪影響を及ぼすものであると共に、それを好む「犯罪意思のない善良な国民」に対する不当な「差別」にも繋がっていきます。</p> <p>こうした問題を国はもっと重く受け止めるべきであって、逃げるべきではない重大な問題だと思われれます。</p> <p>またそれらのメディアによる悪影響を懸念する声がありますが、今現在でもその証明には至っておらず、まったく根拠がありません。</p> <p>この問題は基本的に「リテラシー等の教育で対処すべき問題」であって、根拠もないのに「一方の権利を不当に排除」していい事にはなりません。</p> <p>不当で、過激な規制が行われていないか、人権を守る為、文化を保護する為、その動きを監視していくべきだと思います。</p> <p>それと共に今後とも弾圧行為を知財に盛り込む事はしないようにして頂きたいと思えます。</p>

	<p>また当然 TPP の著作権等に関わる要求著作権保護期間延長、DRM回避規制強化、ISP間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害非親告罪化などは日本に合わない海外の横暴なやり方は断固拒否すべき。</p> <p>文化以前に日本国民の生活を壊し兼ねない。</p> <p>以上、</p> <p>著作権、表現規制、ダウンロード問題などについて、数々のパブリックコメントにおいて、上記のような懸念を示す意見はことごとく国によって無視され続けており国民は常に蔑にされております。</p> <p>「いただいた御意見の全てを計画に反映することができない場合がございますので、予め御了承下さい。」</p> <p>というのは決まり文句であります、まったくと言っていいほど反映されていません。そろそろ国民の真の人権について国は真剣に考えるべき時ではないのでしょうか。</p> <p><b>【要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権等の保護対策強化に伴う「取り締まり等の捜査範囲拡大」による弊害等の懸念・リスクの高い著作権非親告化やダウンロード犯罪化には反対すべき・「人権を守る為に一方の人権を侵害」する様な本末転倒にならないように十分な配慮・著作権の定義を明確化</li> <li>・ 文化保護の為、表現弾圧の動きを監視すべき</li> <li>・ TPP など外圧の要求を拒否すべき</li> </ul>
--	---

No.	意見
18	<p>《全文》 (その他)</p> <p>まず第一に、現在日本も含めた8カ国が署名したとされる模造品、海賊版拡散防止条約 (ACTA) についてであるが、この条約は海外の権利者を含めた権利者側に対し行き過ぎた権利を付与するものであり、あらゆる表現活動が著作権保護の名目で消されてしまうため文化の停滞を招く可能性があるほか、ひいては著作権保護を名目にした検閲などが行われてしまう懸念もあるため、ACTA を批准することには強く反対する。</p> <p>第二に、2010年より施行が行われたいわゆる「ダウンロード違法化」を盛り込んだ著作権法改正であるが、この改正はそもそもこの改正案に対するパブリックコメントにおいて反対の意見が多数であったのに、これらを全て無視した上でごり押しすることは、民主主義の原則に大きく背く行為である。また、ダウンロードを違法化しても効果があるかどうかに対し疑問を感じざるを得ないので、ダウンロード違法化を撤廃すべきである。</p> <p><b>【変更】</b> 第三に、現在刑法 175 条を含めた様々な表現規制が存在しているものの、表現規制することによる効果が全く見当たらない。これらの表現規制の根拠は様々だが、これらの根拠には全て、疑問を感じざるを得ない。また刑法 175 条の「わいせつ」の定義も非常に曖昧であり、恣意的な運用をされる危険性もある。たとえば刑法 175 条の保護法益について、現在の最高裁の見解は「性秩序の維持」としているが、性に対する価値観が多様化した今、この見解は最早正しいものではないと思われる。そもそもこれらの表現規制は日本国憲法第 19 条、第 21 条に違反する上、(名誉毀損を除き) 公共の福祉で制限すべきものではないだろう。よって、これらの表現規制は最早不要なものであるためこれらの表現規制を撤廃し、更に今後一切表現規制を行わないため、「表現規制禁止法」の制定を含めた表現の保護が必要である。</p> <p>《要約》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ACTA の批准には強く反対する。</li> <li>2. ダウンロード違法化は撤廃されるべきである。</li> <li>3. 刑法 175 条を含めた表現規制とされる法律を撤廃し、表現規制の禁止を定めた「表現規制禁止法」を制定するべきである。</li> </ol>

No.	意見
19	<p><b>【要旨】</b>            TPP でアメリカから求められると思われる著作権侵害の非親告罪化や著作権保護期間の延長、全著作物へのダウンロード違法化の拡大、ISP の間接侵害責任、法定賠償制度等、文化産業の発展の阻害、検閲、表現活動やネット利用のリスクを不当に高めかねない方策には断固反対し、TPP の参加にも断固として反対する。</p> <p><b>【全文】</b>            著作権侵害の非親告罪化が現実のものとなると、今まで黙認されてた同人誌が摘発し放題となりかねず、オリジナル作品すらも摘発されかねない。そうすると、漫画、アニメはもちろん、音楽活動も萎縮しかねない。後述の日本の著作権制度の厳しさを考えればなおさら導入すべきではない。</p> <p>法定賠償制度の導入やダウンロード違法化を全著作物に拡大し、さらに罰則もつけるとなれば、インターネットの利用を不当に萎縮させるのは目に見えている。違法にアップロードする者を徹底的に取り締まるべきである。よって、それらには反対する。</p> <p>ISP の間接侵害責任は憲法で禁止している検閲に結びつきかねないので反対する。</p> <p>また、日本の著作権制度は世界一厳しいといっても過言ではない状態である。そうした状態で著作権保護期間を延長すれば二次利用、二次創作に利用可能なコンテンツが減る事によって作家の創作意欲の減退につながりかねない。アメリカのような、保護期間を延長しても青空文庫が潰れないほどのフェアユース制度の制定を求める。</p> <p>知材関連における上記の懸念や米韓 FTA を結んだ韓国の悲惨さ、国民皆保険制度の崩壊、ISD 条項などの懸念を鑑みて TPP への参加を断固として反対するものである。</p>

No.	意見
20	<p>「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」についての意見</p> <p>P26 に「パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」とあるが、現在でも自主的ルール、慣習としての領域のなかで二次創作は行われており、それによるアマチュアの裾野の広さが日本のコンテンツを幅広く支えている。法的課題を検討するのであれば、そのような自由な創作を行うことができる日本独自の環境で生まれ発展してきたものを、ルールでしばりつけ阻害する「法的規制」のようなものであってはならない。まして現在参加が議論されている TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）において知財に力を入れる米国は「著作権の非親告罪化」を要求する可能性があるとの話もあるが、もしそのようなことになればパロディどころか例えば「自作の曲のメロディ・歌詞が既成のものに似ている」「小学生がドラえもんの絵を描いた」というだけで愉快犯的な第三者が悪意を持って日々通報を重ねることになり、結果あらゆるコンテンツも市場も萎縮し、送り手も受け手も何一つ利益を得ない馬鹿馬鹿しい結果になることは明白である。最近 NHK などで紹介された北海道の小さなソフトウェア会社が世に出した音声合成ソフト「初音ミク」が Google の TVCM のイメージキャラクターになるまでになったのもそれが「二次創作可」であったのが最大の理由である。コンテンツの活用にはパロディを含む二次創作は有用であり、それを壊滅させるであろう著作権の非親告罪化などは論外の愚行である。</p> <p>「その他」</p> <p>現在、主に自民党・公明党を中心にいわゆる「ダウンロード違法の罰則化」が進められている動きがある。しかしそもそも反対の意見が多く寄せられたにもかかわらず、一部業界の意見のみ優先され、2010 年からダウンロード違法化となった。その後、音楽配信にしても電子書籍にしても利用者の利便性を高めるサービスは遅々として進まない。それどころか自炊業者違法化の動きなど利便性とは逆行した動きが続いている。その上反対意見の懸念や疑問がなんら顧みられないまま、さらに犯罪化するような事になれば、いずれはストリーミングやキャッシュ保存まで違法・犯罪化され、インターネットの利用＝犯罪にすらなりかねない。インターネットの特性や仕組みに対して無知な人間が無茶な立法をすることは厳に慎むべきである。</p>

No.	意見
21	<p>「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」について                      「④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する」に意見いたします。(概要)                      ・「二次創作の円滑化」に大いに賛同します。更に「パロディ」「二次創作」の権利を強く認めていけるよう取組を進めて下さい。よろしくお願ひします。                      ・「表現の委縮」を招く、「創作物への表現規制」には歯止めをかけるべく、何らかの創作者を保護するような施策を検討お願ひできませんでしょうか?</p> <p>(意見詳細)                      「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」について                      ④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する。に意見します。                      最近、周囲の漫画やアニメ、ゲームといったコンテンツを愛好するファンや創作者からは、おそれ、おののき、脅える声ばかりが聞こえてきます。「TPPで著作権侵害が非親告罪化されてしまったら、もう二次創作は出来なくなるのではないか」「東京都の「非実在青少年」への規制に代表されるような表現規制(わいせつ、だからではなく「近親相姦を肯定・賛美したから」という様な「内容」「テーマ」への規制)が広がるのではないか」「児童ポルノ法」の「単純所持の罰則化」にはマンガやアニメも含めようとしている勢力がある、どうしよう」といった声です。大変、不安は大きくなってきています。                      このままでは、創作表現は委縮してしまいます。いや、既に悲しいですが「委縮しつつある」と見る向きが大半です。                      独創的なコンテンツ文化の発展のためには、すそ野のひろい人財が不可欠です。多方面・多義的な表現への寛容さこそ、多くの創作者が求める基盤ではないかと考えます。                      どうぞ創作基盤強化の為に、更なる創作活動への支援・理解をうながし、個人の表現がのびのびと成長できるよう、「表現規制への暴走」への歯止めも必要になるかと思ひます。</p>

No.	意見
22	<p>《要旨》                      TPPを軸に、以下の点記載。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見結果の取り扱いについて</li> <li>2 医薬品について</li> <li>3 商標法改正について</li> <li>4 TPPによる著作権法への影響について</li> <li>5 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言」尊重と、また、「刑事免責」導入について</li> <li>6 著作隣接権について</li> <li>7 一般的「フェアユース」導入について</li> <li>8 人権侵害救済機関法案に関わる問題について</li> <li>9 「知財」体制の管轄、組織、関係会議、関係メンバーの変更、新設、</li> </ol> <p>《全文》(「その他」(我が国の「知財」そのものに関わることです))                      TPPが上陸した場合、著作権法等、知財関係法律の改正も考えられる。先に米国で行われたTPP意見募集結果や米韓FTA(自由貿易協定)の情報を見るに、国民の表現の自由、通信保護、ネット利用に対する危険、さらに我が国の大事な資産であるコンテンツそのものの存在自体が奪われる、損なわれる可能性も否定できない。TPPは「知財推進計画」の土台自体に関わる問題であり、この点、米国の単なる言いなりにならず以下記載の「1」～「8」各項目記載点にもきちんと対処して頂きたいことと、今までの知財体制ではとてもTPPには対応できないので、管轄や組織、関係委員等の変更や新設を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 意見結果の取り扱いについて                      この意見募集の意見結果であるが、去年と同じく、集まった各意見全文公開して頂きたい。例</li> </ol>

例えば、外務省の米国 TPP 意見募集結果の公表のように、一部抜粋、しかも否定的な意見の「個別具体的指摘・要望等」箇所カットのような、姑息にして恣意的な真似はやめて欲しい。

・『TPP 協定（日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要：主要団体の意見詳細）  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/us\\_iken\\_1201\\_2.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/us_iken_1201_2.pdf)（外務省 HP）

また、集まった意見については、「団体」「個人」を差別せず、きちんと目を通し、知財推進計画、ひいては関係法令のあり様に反映してもらいたい。昨年の「知財推進計画2011」への意見募集において、それこそ「個人」からの意見中にすら、TPP について憂慮する記載があった。にもかかわらず、例えば、コンテンツ強化専門調査会の議事録や傍聴記憶を鑑みるに直近の会議でやっと TPP の話がでた程度で、今まで全く TPP についての話がなかったと言っている状況。「個人」からの意見は目を通さないのか、重要点に気がつかないのか、その両方なのかは知らないが、どちらにしても TPP というものがかかっている状況下、こういうあり様は委員等関係者各位の適性が疑われる大変由々しき問題である。

・『「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見募集の結果について・「個人」からの意見』  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2011keikaku/kojin.pdf>（首相官邸 HP）

## 2 医薬品について

TPP では、「医薬品」も関わる、対象になる可能性がある。そして、米通商代表部の以下の HP でも、医薬品の「知財」保護についても記載している。

・『TRANS-PACIFIC PARTNERSHIP TRADE GOALS TO ENHANCE ACCESS TO MEDICINES』（英文）  
[http://www.ustr.gov/webfm\\_send/3059](http://www.ustr.gov/webfm_send/3059)（英文）（米通商代表部 HP）

「医薬品」で「知財」となれば「特許」の問題も考えられる。この点、「国境なき医師団」がいわゆる「リーク文書」を分析している。

・『TPP で安い薬 ピンチ「知財保護」でもうけ独占狙う米 「国境なき医師団」が警告』  
[http://jcp.or.jp/akahata/aik11/2011-12-09/2011120901\\_01\\_1.html](http://jcp.or.jp/akahata/aik11/2011-12-09/2011120901_01_1.html)（しんぶん赤旗 HP）

以上の記事中分析によれば、「入手した TPP の米国提案とみられる流出文書には、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の供給を脅かす内容が含まれているとしています」「型を変えただけの古い医薬品に新薬の特許を認める」「特許への異議申し立ての手続きを困難にする」「知的財産権侵害の「疑い」だけで、ジェネリック医薬品の貨物を差し押さえる。」「特許期間を延長する」という記載もある。

また、TPP は、米韓 FTA と同じか、それ以上のショッキングな内容になることも予測される。先に訪米した首藤（すとう）信彦衆議院議員のブログ中、「驚いたのは、IP（知的財産権）問題など、米韓 FTA（自由貿易協定）がモデルで、それにさらにいくつか条件が加わるとの話で、すでに韓国でも反 FTA 運動が盛り上がっている状況を把握していないことがわかった」という記載がある。

・『雪のワシントン』  
<http://blog.goo.ne.jp/sutoband/e/5e0eb60f2d81a0f7197f1d5f9cc771b3>  
 （すとう信彦（衆議院議員）& his band ブログ）

なお、韓米 FTA について、「医薬品の認証制度も国から独立した機関が担う仕組みに変更され、米国との協議機関を設置、そこで認証が行われることになっている」という報道もある。

・『TPP、医療崩壊まねく 慎重に考える会が会合 情報不足に批判高まる』  
<http://www.jacom.or.jp/news/2011/10/news111013-15137.php>（農業協同組合新聞）

以上のような、特許期間延長や古い薬への新薬特許となれば、医薬品価格の上昇となり、お金の無い国民は薬も買えなくなる。しかも異議申し立てや認証制度も米国流となれば、ますます今までの価格を維持できるのか疑問であるし、また管理主体が事実上米国となればその安全性も米国流になる可能性も否定できない。「金のない奴は死ね」とでもいわんばかりに以上の点おざなりとなると、何が「知財「戦略」、笑止千万である。

なお、いわゆる「健康保険」については米国は TPP において手をださないという非公式な話もでている。

・『米国出張報告』  
<http://www.yasutoshi.jp/activity/?id=1328086211>（西村やすとし衆議院議員ブログ）

これと「バーター取引」で米国が以上の「医薬品」のことを押しこんでくる可能性も完否定で

きない、この場合、結局、保険に反映されるということも考えられるので、以上の「特許」の点、今から「防御策」を考えて頂きたい。

### 3 商標法改正について

商標につき、「音」や「動き」も商標の対象にする動きがでてきている模様であるが、「音」「動き」となると著作物たる「音楽」や「舞踊」との区別の問題がある。創作性等、そこまでに至らないものについては保護しないという、これから生まれる新しい創作を保護しようという著作権法の趣旨を潰すような改正はやめて頂きたい。

また、この改正であるが、これは「匂い」も対象にする予定があるのか、TPP との関係で気になる点である。以下の資料中、「音声、匂い等の商標としての保護対象化 音声、匂い（例：効果音、プリンタートナーのレモンの香り）等を商標法の対象する」という記載がある。

・『米韓 F T A 協定の特徴的な規定』

<http://tpp.main.jp/home/wp-content/uploads/d58e252c5ea75e0feb1ae7c3d802d9f7.pdf>

（TPP を考える国民会議 HP）

「匂い」まで商標の対象とすると、例えば、既存の整髪剤や化粧品、芳香剤といった日本の各産業商品にも影響し、それはまた、日本国内で流通している商品に対して海外国が待ったをかける、価格転嫁という可能性もある。我が国の産業にも大変な影響を与える可能性があるため、安易な追随はやめるべきである。

以上の商標法の改正の動きであるが、これは特許庁独自の判断と責任という理解でいいのか？もしそうであるならば、「総合戦略」である TPP について、各分野、各事柄、各省庁が個別の判断で動いてしまうと、「総合戦略」にならない、また、全体で見たら大事な「カード」が個別省庁の判断で勝手になくなってしまうということも考えられる。今はまだ TPP 交渉参加に正式参加したわけでもないのに、もう各省庁の個別判断によって「手持ちカード」を消そうとしてしまっている。他の分野、他の事柄で生きるかもしれない「カード」を各省庁が勝手にもう捨ててしまう、これでは TPP で勝つことなんかとてもできない。商標法にかぎらず、著作権法等他法律でも言えることだが、各省庁の安易な法律改正への動きはやめるべきである。

### 4 TPP による著作権法への影響について

先の米国 TPP 意見募集結果を見たところ、いわゆる、「私的ダウンロード処罰化」「著作権の保護期間延長」「（著作権侵害の）非親告罪化」を意見している団体もあるので、この点、警戒が必要である。

・『International Intellectual Property Alliance』の意見（英文）

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2011-0018-0042>

（米国電子政府 HP）

・『Motion Picture Association of America』の意見（英文）

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2011-0018-0081>

（米国電子政府 HP）

（余談だが、「Motion Picture Association of America」からの意見中、テレビ放送のことについて、日本で米国のシェアが少ないのは、日本の「広告環境」が障壁となっている、また、いわゆる「視聴率調査」も標的になる可能性もあるのか、とも読める記載もある）「私的ダウンロード処罰化」「著作権の保護期間延長」「（著作権侵害の）非親告罪化」、これらは、国民の表現の自由、通信保護、ネット利用、ひいては国民の人身の自由にもかかわる大変な問題であり、これらの導入は TPP の問題とは別にしても絶対にやめるべきである。「著作権法」は文化の発展のためにあり、そしてこれは一部業界のための法ではなく、「万人の法」。一部権利者のことを保護するためのものではない。

「私的ダウンロード処罰化」については、スイス政府が、私的使用であれば非正規ダウンロードも合法であるとする決断を下したとの情報もある。

・『スイス政府の決断、非正規ダウンロードでも合法』

<http://www.zaikei.co.jp/article/20111206/88721.html>（財経新聞）

クールジャパン等、莫大な血税をかけて保護する日本のコンテンツが、海外では違法ではないのに、一方、保護に血税をかけられている日本国民は私的なダウンロードでも処罰、これは自国

民である日本国民を愚弄する事態であり、断じて許されない。

「処罰」といっても、今までに事例がないということも言われるが、TPPによって海外国の法律概念が導入されるとなるとますます、「前例」はアテにならない（単なる口約束、個人的な気持ちでも何の保証にもならない）。まして「非親告罪化」の話が TPP によって考えられている。この状況下、権利者の意思とは離れるわけであり、「今まで処罰された例がない」という理由はもはや通用しない。

なお、前述、TPP 米国意見募集結果、「International Intellectual Property Alliance」の意見中、これがどう TPP 本体に反映されるのかはわからないが、ここで「from known infringing sources」という言葉も入っている。この言葉がこの文のどの箇所にかかるのか、かかり方によっては意味が変わる可能性も考えられないことではない、つまり、違法なもの知らないで私的ダウンロードしてしまった場合も処罰せい、という話でもあるのか、この点も念のため確認する必要もあると考える。違法と知らないでダウンロードしてしまった場合も処罰では怖くてネット利用なんかとてもできない。

##### 5 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言」の尊重と、また、「刑事免責」導入について

「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言」がでている。

・『利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言』

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000122708.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000122708.pdf) (総務省 HP)

この提言は、表現の自由、通信保護、情報流通保護といった、「法は万人のものなり」という点、よく考えている、理解している素晴らしい提言である。「有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報」や「有害情報」についてのプロバイダの責任、「情報の流通それ自体は違法とはいえないものの、当該情報と関連性が認められる情報の流通により他人の権利を侵害している場合（例えば、「リンク」について）」のプロバイダの責任、「プロバイダ等に対し個別の情報流通の監視を法的に義務づけることができるか」、「重過失要件の除外、通常の故意・過失がある場合には、責任を負担すべきか」、権利侵害者に対する「スリーストライク」（接続遮断）、アカウント制限について、各々否定的である。

（なお、「リンク」をターゲットにすることについては、そもそも国民の血税でやっている HP である経済産業省と内閣府男女共同参画局の HP 自体、リンクはった場合要連絡となっている。そんなに国民が情報を広めるのがいやなのか？ 去年の知財推進計画意見募集でもこの点意見したがいまだ改善がない。こんな状態で「リンク」をターゲットにしようとする前に省庁がまずは己自身を正すべきだ。

・『利用規約』

<http://www.meti.go.jp/main/rules.html> (経済産業省 HP)

・『この HP について』

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/notice.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/notice.html)

(内閣府男女共同参画局 HP)

この提言をよく読んで噛みしめ、知財推進計画においても尊重すべきである。

なお、この提言中、アメリカのデジタルミレニアム著作権法の「ノーティス・アンド・テイクダウン手続」の説明記載もあるが、この手続は事実上、侵害の「証明責任」を押しつけるかに等しいものであること、安易な形式判断によるネット利用阻害を招くものであるのも導出はやめるべきである。

一方、この提言では、プロバイダ責任の「刑事免責」については消極的である。しかし、前述のように TPP による「非親告罪化」のおそれ、後述「出版著作隣接権」によって海外企業が権利を手中にするおそれ、後述「日本にはロクなフェアユース規定がない」ことも考え、直ちにこの「刑事免責」を導入すべきである。

この提言では、「問題となる犯罪類型は故意犯であることから、違法情報の書込みがなされたことをプロバイダ等が認識していない場合に刑事責任が追及されることはなく～」、「違法情報の書込みがなされたことを認識しただけである場合に関し、これまでの裁判例において、刑事

責任が追及された事例は見受けられない」ことも理由にして刑事免責を否定しているが、海外法の概念や内容が我が国の法律に導入された場合、この「前例」がないということはアテにならない。

先の米国 TPP 意見募集結果、「Technology Industry Council」からの意見中、著作権侵害に関し、プロバイダの責任に関わる記載もあって、この点、「米国著作権法の Section512 がいい例であり、このアプローチは最近の全ての米国 FTA（自由貿易協定）にふくまれてきた」という記載もある。

・『Technology Industry Council』からの意見（英文）

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2011-0018-0057>

（米国電子政府 HP）

TPP によって、プロバイダ責任に関し、米国著作権法が日本法にのりこんでくる可能性も完否定できない話だ。この米国著作権法のセクション512は、オンライン上の各行為のカテゴリ別に責任免責条件が違っているが、「通過的デジタル・ネットワーク通信」の場合、各条件を満たさない場合、プロバイダがその権利侵害されていることを知らない場合どうなるのか定かではない。

また、「使用者の指示によってシステムまたはネットワークに常駐する情報」の場合、「著作権侵害にあたることを現実に知らない」場合でも、「侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと」、または「かかる知識もしくは認識を得た際、速やかに当該素材を除去しもしくはアクセスを解除するための行為を行うこと」も免責のいち条件になっている。プロバイダが、自分は「侵害行為が明白となる事実もしくは状況を知らないこと」についてどうか定かでない、わからない場合、万が一を考えたら、「素材を除去しもしくはアクセスを解除」を「速やかに」行うのが安全策であると思ってしまうのだろうか？

まして海外法が日本にやってきて今までと違うとなると、ますます判断困難だし安全策に走る、過剰な自主規制、萎縮にならないのか、という問題がある（判断困難となれば法律とは別に「ガイドライン」作る必要も考えられるが、この場合、その基準等内容も米国流に作られるだろう）。

加えて、「プロバイダが侵害行為をコントロールする権利および能力を有する場合、かかる侵害行為に直接起因する経済的利益を受けないこと」もこの場合の免責の条件。この点、いくら「知らない」といっても、この条件も満たさないと免責されないと読める。この「経済利益」とは何か？例えば広告や、「有料サイト」等使用者から使用料をとっている場合どうなのか？という問題。これら、「情報探知ツール」の場合にも記載されている。

日本のプロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）は、プロバイダの責任について「他人の権利が侵害されていることを知っていたかどうか」、ここが重視される、ここが責任ありなしの「総起点ポイント」ではないかと思えるが、この米国著作権法のセクション512は決してそうとは思えない。TPP によってこのセクション512（の内容や理念）がきた場合、この提言が刑事免責を否定したところの「プロバイダ等が認識していない場合に刑事責任が追及されることはなく～」「違法情報の書込みがなされたことを認識しただけである場合に関し、これまでの裁判例において、刑事責任が追及された事例は見受けられない」という点、なりたたない。

我が国のオンライン産業、ネット環境、そしてなによりも国民の身の安全を守るためにも早急に刑事免責を導入すべきである。

なお、韓米 FTA について、以下の資料もある。

・『国際農業・食料レター』

<http://www.zenchu-ja.or.jp/food/pdf/1319689368.pdf>

（全国農業協同組合中央会）

「例えば米国企業が、韓国のWEBサイトを閉鎖することが出来るようになる。非営利目的のBlogやSNSであっても、従来韓国で一般的に容認された考えと著作権に対する米国の考えは全く相違しているため、訴訟が多発する可能性あると言われている。」

## 6 著作隣接権について

いわゆる、出版隣接権の話がでてきている模様であるが、まともなフェアユース規定もない我が国



において、権利者の意思とは関係なくアクションを起こせる権利を別に設けるとなると、いわゆる「二次創作」「パロディ」はどうなるのか、過剰委縮、ひいては表現、言論弾圧、ネット殲滅にならないのかという問題、「著作権人格権」との兼ね合い、バッティングの問題、著作者が出版社との契約の際、実際にこの権利を出版社に与えるかどうか決定する自由が保証されるのか、事実上の強制契約になるのではという問題がある。

また、さらなる重要問題として、この出版隣接権はどのような性質を予定しているのか？

著作権を持っている者の意思とは関係なく、この権利は譲渡、貸与、相続、時効の点はどうなのか、特に「借金のカタ」になりえる性質まで予定しているのか？例えば、この権利を持つ出版社が倒産した場合、借金のカタとしてこの権利も流れていき、海外企業が手中にする可能性もあるのか？という問題だ。これは「借金のカタ」にかぎらず、単なる譲渡や貸与、あるいは会社自体の買収でも考えられる話だが、この隣接権が流れ流れて、海外企業がアクションにのりだす、日本人が日本のコンテンツに関し、海外企業の監督、監視を受けてしまう、そしてそれは海外企業が日本人の表現や言論を監督、監視することでもある。著作権自体の譲渡となると、どうしても著作者も抵抗があることも多いだろうが、この隣接権となると、今までよりは抵抗が一見少なく感じるかもしれない。今まで日本のコンテンツ権利の海外流出を防いでいた隠れたる防御壁がなくなってしまうおそれがある。

なお、先の TPP 意見募集結果、「The American Chamber of Commerce in Japan」からの意見中、日本の（著作権）権利者はその国内コンテンツについて米国にライセンスを与えることを断ってきた、と読める記載もある。どうもこの点、米国のコンテンツを売りこむというよりは、日本の権利自体が欲しいのか？と思ってしまう。

・『The American Chamber of Commerce in Japan』からの意見（英文）  
<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2011-0018-0038>  
 （米国電子政府 HP）

加えて、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議・報告」見るに、「出版物に係る権利処理については、当該出版物を発行している出版者が著作権者等に係る情報を把握している場合が多く、権利処理の窓口としての役割を一定程度果たすことが期待される。」「出版物の二次利用を望む主体は、出版者等に対して、その旨申し込むことで権利処理に係る調整を行うことができるものと考えられる」という記載もある。

・『電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議・報告』  
<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/pdf/houkoku.pdf>  
 （文化庁 HP）

フェアユース規定もロクなものできていない今、このような「隣接権」を管理する機構ができるとなると、国民はその判断の難しさ、しかも権利者の意思とは別に、絵一枚、文ひとつ書くにも過剰委縮の末、金銭を払わないとならなくなるのかという問題がある。

これでは新しいものは生まれない、また、これこそ表現・言論弾圧機関の最たるものだ。

（しかもこの管理機構は「天下り」「税金投入」も予定されているとしたらますます許されない）

加えて前述のように、この隣接権の性質によって、また、出版社の倒産等によって海外企業が隣接権を手にいれ、この管理機構にのりこんでくるおそれもあるが、これまた海外国による日本の表現、言論監視、弾圧を招いてしまう。TPP は外資参入規制撤廃路線、しかも投資の紛争処理（いわゆる、ISD 条項）も入っているという話もあるし、OECD コードの点考えても、株取得等外資規制も難しい。前述のような管理団体も、例えば、「公益法人」にするにしても、ここも外資参入自体は原則制限していない。この隣接権の海外流出についてはノーガードというか、ガードすらできないのではないのか？

しかも散々日本人から吸い上げたその収益、これは海外におちてしまうおそれはないのか？ TPP によって「税制」はどうなるのかにもよるが、TPP は「投資」分野もあり、この点、先の米国 TPP 意見募集結果、「US-JAPAN BUSINESS COUNCIL」からの意見中、円移転システムについて「resident」と「non-resident」の区別を廃止せよ、ということも記載されている。「resident」と「non-resident」の区別は、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」における対内投資の条件、また、「租税特別措置法」の非課税措置にも存在する。

・『US-JAPAN BUSINESS COUNCIL』からの意見（英文）

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2011-0018-0027>

（米国電子政府 HP）

・『全国銀行協会からの意見書・要望書』

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/opinion/2011/07/14170000.html>（全国銀行協会 HP）

・『新しい非居住者債券所得非課税制度について』

<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100518-1/01.pdf>（金融庁 HP）

散々、莫大な血税かけてクールジャパンだの規制だの管理機構だの血道をあげて作ったあげく、この著作権隣接権を通し海外企業に権利を事実上流す、しかも管理機構による国民締め上げ&金銭徴収、利益は海外へ、このような流れを作る危険が TPP によって否定できない現在、この「隣接権」を推奨推進するとなると、こういう言葉はあまり使いたくないし、いまだかつて使ったことは一度もないが敢えて言う。

それは「国を売る者、「売国奴）」というものであり、断じて許されないことである。

#### 7 一般的「フェアユース」導入について

以上のように、TPP による私的ダウンロード処罰や非親告罪化、プロバイダ責任制限法にまつわる問題、隣接権の問題を抱えている現在、国民の表現、言論、ネット利用、人身の自由を確保するためにも一刻も早い「一般的フェアユース」の導入が至上命令である。

これについてはシンガポールのフェアユース（フェアディール）がいち参考になるのではと思う。「一般規定」と「個別制限&解説」の混合型というところであるが、権利者の権利と文化の発展、表現の自由保護の点からもバランスがよく、「基準」形態になってもいてわかりやすく思える。

・『その他の諸外国地域における権利制限規定に関する調査研究』（H21/3月）

（25P～）

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/houkokusho\\_090626.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/houkokusho_090626.pdf)（文化庁 HP）

以前の韓米 FTA に伴う権利強化とフェアユース規定についてであるが、米国・シンガポール自由貿易協定（FTA）にあたり、2005 年の著作権法改正法施行により、ネットを通じた不法ダウンロードについて規制強化した際、「公正使用（Fair Dealing）の範囲の拡大」もなされている。理由はともかく事実として貿易協定による規制強化に伴い公正使用拡大をしている国もあるということだが、同じ「海外が～」「海外でわ～」と言うならば、こういうところをまず見習って頂きたい。

なお、日本において現在作成した（中の）フェアユース法案もあると思うが、これは作成に携わった方自身が言っているように（コンテンツ強化専門調査会の会議を傍聴して聴いた）、「あってもなくてもどうでもいい規定」「みなさん、がっかりするだろう」という代物。TPP のこともある現在、このような不出来な法案を国会にだして無駄にできる時間はもはや一分一秒もない（それとも TPP 交渉において、他関係国に対し、逆に「おたくの「フェアユース規定」を外して下さい」と要求する予定でもあるのか？）。国会運営も国民の血税にして、しかもがっかりするような代物を国民に押しつけるのはやめて欲しい。早急にまともなフェアユース法案を作成する準備に入って頂きたい。

#### 8 人権侵害救済機関法案に関わる問題について

法務省の方で、いわゆる、「人権侵害救済機関法案」の話が動いているが、これ自体、言論、表現弾圧の危険があるということで物議をかもしている法案だが、この点、審理官に外国籍者も採用するよう意見書をだしている業界団体もある。日本人が外国籍ある者に「審理判断」されないとならないのか、主権国家として問題がある話だが、この「人権侵害救済機関法案」がターゲットとする「人権」に「著作権」も入るのか？という問題がある。

TPP による前述のような規制強化や権利流出がきて、なおかつ審理官が外国籍の者となると、日本人の表現、言論が海外の管理下になってしまう。この点、「北朝鮮映画事件」という判例がでている。

・『最高裁平成 23 年 12 月 8 日 著作権侵害差止等請求事件』

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111208164938.pdf>（裁判所 HP）

この判例によると、承認していない国に関し、その国の国民の著作物は著作権法の著作物ではない、ということであるが、もし、「著作権」が「人権」、人間であるが故に当然持つ権利であるとしたら、承認国かどうかにかかわらずはずである。この判例によっても、「著作権」を「人権侵害救済機関」のターゲットにすることはできないと考える。

#### 9 「知財」体制の管轄、組織、関係会議、関係メンバーの変更、新設

以上、前述のように、TPP も目前に迫るこの状態、知財体制も TPP を意識せざるをえないが、TPP を扱うには「適性」が必要である。まず、己の業界、分野しか見えない、考えない者は向いていないが、もっとも適性がないのは、TPP は国と1億3千万国民がかかっている、ということを感じていない者だ。

この点、根本的に、著作権の管轄を、文化庁から移すべきである。文化庁が今までやってきたことは、TPP というものを意識してますますわかるが、米国の意向の「出先機関」としか言いようがない。「日米経済調和对話協議記録・2012年1月27日」中、「日本国政府は～最近の保護期間延長に係る国際潮流、米国及び他の貿易相手国との意見交換、並びにこの問題に関する国内での議論を考慮した上で、必要に応じて検討を継続すること、についての説明を行った」という記載があるが、TPP のこともあるのに、もう米国の意向に従うかのように動いているのではないか？

(なお、これもやる気か？この「日米経済調和对話協議記録・2012年1月27日」中、「著作権法第30条1項3号に規定されている私的使用目的の複製の権利制限から除外される対象範囲に、録音及び録画以外の他の著作物のカテゴリーも含むべきかなどの、上記ヒアリングで取り上げられた問題の検討を継続する」という記載もある)

・『日米経済調和对話協議記録・2012年1月27日』

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/pdfs/0127\\_01\\_4.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/1/pdfs/0127_01_4.pdf)

(外務省 HP)

また、前述の米国 TPP 意見募集結果、「The American Chamber of Commerce in Japan」からの意見中にも、文化庁の名前もでており、今まで、過去において米国のお手伝いしていた、してくれたと思える記載もある。米国の単なる「出先機関」に過ぎないのならば、いっそ直接、米国通商代表部のマランティス氏やカーク氏と話した方がはるかにいいぐらいだ。このような、どこの国の機関なのかわからないところに、日本の財産であるコンテンツのことをとてまかせておけない。前述のように「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証に関する提言」見るに、これは特定業界や一部の者のことだけでなく、国民のこともよく考えていることを考えると、著作権の管轄は総務省に移す、または最低でも、文化庁(文科省)や特許庁、総務省等、既存の省庁とは関係ない、独立した「著作権局」を作るべきである。

また、コンテンツ強化専門調査会はじめ、知財推進本部の体制や会議も、TPP を扱う適性があるとは思えない。コンテンツ強化専門調査会が、純然たる「業界ヒアリング」の場であるのかは「知的財産戦略本部令」見ても不明に思えるが、純然たる業界ヒアリングの場であるならば、各委員、己の業界のことのみ考えて意見を述べる、これは大いにけっこう。しかし、純然たる「業界ヒアリング」の場ではなく、政策や法案の基幹に関わる場であるとしたら、これでは問題、まして国や1億3千万国民がかかっている TPP を扱うにふさわしい体制、メンバーではない。この会議の議事録、また、傍聴したところ、一部権利者の利益や、業界としての主張、あるいは、「法教育」や「相談センター」といった己の業界のために血税を引っ張る、行政に業界人員を押しこむような、我が田に水を引くような発言ばかりが目につく(一方、中には別所委員やオブザーバ一参加されていた萩野正昭氏のように、業界以外の国民のことや、新しく生まれるコンテンツのことも考えている方もいるが。なお、萩野正昭氏もレギュラーメンバーにするべきである)。

TPP については、2008年11月20日のペルーでのAPEC閣僚会議において、当時の経産相が TPP のことについて発言しており、この点考えるに、最低でも2008年には動いていた話だ。WEB 上でも以前から話題になっていた上に、前述のように、昨年の知財推進計画意見募集においても「個人」からの意見でも TPP のことが記載されている。にもかかわらずコンテンツ強化専門調査会上で TPP のことがでてきたのは直近のことであると認識している。今の今まで知らんぷり、気がつかない、または会議の席上では堂々と言えないということ自体、扱う適性が疑わ

	<p>しい。</p> <p>この「コンテンツ強化専門調査会」は、「業界ヒアリング」の場として置く一方、TPP を軸にして各調査会、知財関係本部会議を統括する、最上の権限を持つ「TPP 対策会議」を新設すべきである。「知的財産戦略本部令」は「法律」ではないので、この点、対応も困難ではないと考える。「TPP 対策会議」であるが、これは TPP 適性のある者でないとならないこともあるので、既存の調査会や文化庁の著作権関係会議の関係者とは別のメンバー編成すべきである。(なお、中山本部員は、会議傍聴した際、「フェアユース」法案について、どうも無念、残念そうなおもいを感じた。中山本部員については、この「TPP 対策会議」の特別顧問、相談役として入って頂きたい)</p> <p>本気で TPP に対応するならば、関係各会議、適性のある者でやって頂きたい。不適性者の集まりの「泥船」に振り回されるのは、いち国民としてご免こうむりたい。</p>
--	---

No	意見
23	<p>《要旨》</p> <p>以下の3点を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること</li> <li>・フランスのような二次創作保護を法律化すること(本文の最後に法案例を載せます)</li> <li>・ダウンロード違法化条項の撤廃</li> </ul> <p>そして、何ら国民的承認を得ていない海賊版対策条約の批准、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対します。</p> <p>今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待します。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことの筈ですが、知財計画2011を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られません。</p> <p>知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財本部とその事務局には、まず以下の2点をはっきりと認識して頂きたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ</li> <li>・著作権問題の本質は、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということ(ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことでは断じてない)</li> </ul> <p>特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは“全て”間違っていると断言します。</p> <p>規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にないとか思えない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようなら、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討すべきです。</p> <p>そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取って頂きたいです。</p> <p>知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案致します。</p> <p>(1)「知的財産推進計画2011」の記載事項について：</p> <p>a) 海賊版対策条約(ACTA)について</p> <p>去年経産省の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を</p>

通され、今年文化庁の主導により無意味かつ危険なDRM回避規制の強化が行われようとしていますが、その背景には、第23ページに書かれている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の検討があります。

このように、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約交渉及び署名を、何ら国民的承認を得ない中で、一部の者の都合から政府が勝手に行うなどおおよそ論外であり、私は一国民として、このACTAの批准に反対します。

水面下でコソコソ通すような真似は、国家にあるまじき卑怯な行為です。この問題をもっと大々的に公開するべきでしょう。

#### b) インターネット上の著作権侵害の抑止について

第26ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記して頂きたいと思います。

この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

この手の問題に、特効薬などありはしません。あるように見えても、それはまやかに過ぎません。

#### c) 二次創作（パロディ）の権利処理ルールの明確化について

第26ページに、「パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」と書かれていますが、パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺されるべきものでは断じてありません。

今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、パロディに関する検討について引き続き知財計画に記載するのであれば、検討においてそのルールが必要以上に規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意すると明記するべきです。

また、フランスなどでパロディに関する著作権法上の権利制限が存在していることから分かるように、世界的に見ても、パロディなどの文化的意義・価値が認められていないなどということは決してない。

政府・与党の検討にあっては、このような二次創作の文化的意義・価値をきちんと認めるべきであり、この点からも、どのような著作権法上のルールの検討も文化庁によって不当に規制的なものとされ文化の発展をかえって阻害しているという今の惨状を多少なりとも緩和するべく、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にパロディなどについてもすくい上げられるようにするべきです。

本文の最後に、日本へ導入されるべきと私が考える二次創作保護法案を掲載致しました。原型はフランスの著作権法です。

#### d) クラウド型サービスに関する著作権制度上の課題の整理について

第25ページに、「我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」と書かれています。

この点について、最近公表された、文化庁の「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」には、「『クラウドサービス』の進展を理由に、直ちに『クラウドサービス』固

有の問題として著作権法の改正が必要であるとは認められないものとする」と書かれ、文化庁は身勝手な理屈で法改正をせずに済ませようとしているが、これはそのような次元で済まされる問題ではありません。

この報告書中でも触れられている「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー一人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかです。どう考えても、このような状況は著作権法の趣旨に照らして妥当なことではありません。

ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためにも利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに、何一つ正当性はありません。

この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りですが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではありません。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎ、クラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、文化庁の関与を排除して速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきです。

法改正が必要とは言っても、真逆の方向性に進まれるようでしたら、即刻知財計画は解散するべきです。

#### e) 意匠の保護対象拡大に関する検討について

第16ページに、「3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る」と書かれています。

この点について、特許庁の産業構造審議会・知的財産政策部会・意匠制度小委員会の資料で、コンピュータディスプレイ上の単なる画像についても意匠権の対象とするような保護対象の拡大について検討するとされています。

が、コンピュータディスプレイ上のアイコンやウェブサイト画像のような単なる画像まで絶対的独占権である意匠権の対象とすることは、コンピュータ及びインターネットが広く普及した現在においては、知財権の保護を受けることによる創作促進のメリットよりも、企業及び個人ユーザーに不当に過大なコストが課され、これらが不必要に訴訟リスクに晒されることによるデメリットが遙かに大きくなる可能性が極めて強く、私はこのような意匠権の保護対象の拡大に反対します。

特許庁の検討でどこまで考慮されているかは不明だが、ここで、制度コストとして、審査登録にかかるコストや事前の権利クリアランスにかかるコストも考えなければならないのは無論のことであり、このようなコストはメリットと比較した時に不当に高いものとなることが予想されます。

意匠において審査登録主義を採用している我が国において、実質無審査登録主義を採用している欧州各国や韓国における例や、裁判に頼った法制度設計を行っているアメリカにおける例が参考になるとは到底思えません。前提条件が明らかに違いすぎます。

このことは、画面デザインと物品との一体性の要件の撤廃・緩和によるか、現行の画面デザインにおける機能・操作要件の見直しによるかによって変わって来るような法律上のテクニカルな問題ではない。いかなる形を取るにせよ、コンピュータディスプレイ上の単なる画像まで意匠権の対象とするような保護対象の拡大に私は私は反対する。特許庁におけるこのような検討を中止し、知財計画2012の記載からは、この意匠の保護対象拡大に関する記載を削除するべきである。

#### f) 商標の保護対象拡大に関する検討について

第16ページに、「音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速かに結論を得る」と書かれています。

ここで、特許庁の新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書で、音の商標を新たな保護対象として追加する方針が示され、特許庁の産業構造審議会・知的財産政策部会・商標制度小委員会で検討が続けられるものと考えられますが、根本的に、音の商標は、他の視覚的な商標とは異なる特色を有しているということが考慮されるべきです。音に、会社名を連呼するような音だけでは無く単なる旋律も含まれ得、音の商標の使用に、単なるBGMとしての使用も含まれ得ることから、音については特に慎重な検討が不可欠です。

特に、日本において音の商標の保護に対するニーズがそこまで強いとは到底考えられず、このような法改正ニーズが明確に示されない限り、また、このようなニーズが明確に示されたとしても、他人の著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利得を得るための登録が排除されない限り、音について、その商標の保護対象への追加をしないこととするべきです。

#### g) コンテンツに関する規制緩和について

第33ページに、アジア市場をはじめとする諸外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけ、実現すると書かれています。

このようなことも無論重要ですが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきでしょう。

児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については後述致しますが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものです。

一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は酷い矛盾としか言いようがありません。

このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではありません。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始すべきです。

現状は、厳密な根拠も無く規制強化を主張する国家公務員に対しては、無条件で国家反逆罪を言い渡しても良いレベルと愚考します。

#### (2) その他の知財政策事項について：

##### a) ダウンロード違法化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日に、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行されました。が、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は、どうやっても証明も反証もできない無意味かつ危険な要件です。技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化は法規範としての力すら持ち得ません。

このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかありません。

著作権は誰のものなのか、わかっていないとしか思えない愚策です。更にこのダウンロード違法化、全くと言って良い程、業界支援になっていません。2009年と2010年のデジタルコンテンツ売り上げを比較すると、施行前である2009年のほうが年単位で上回っています。2011年は更に業績が低下している有様です。これの何処が「公共の福祉」になりうるのでしょうか？ ただの有害法案で終わったとしか思えません。

日本レコード協会及び、芸能人の杉良太郎氏が、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利を踏みにじり、自己の目先の利益のみを最大化

しようと、外形的に違法性の区別がつかないこのような私的行為に対して刑事罰を付加するようにとロビー活動を行い、自民党及び公明党がダウンロードを犯罪化する法案をまとめるなど、既に弊害は出ています。

このロビイスト達にも生活があるのでしょうが、生活があるのは彼らだけではありません。誰もが同じです。自らの都合で他人の権利を制限させようなど、断じて許されない暴挙と言えます。確信犯ではなく無知の善意からこのような行為に及んでいるのでしたら、同じく論外です。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP[※1]の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視されました。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではありません）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP[※2]の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化は始めからなされるべきではなかったものです。

文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にながしにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号を即刻削除するべきです。

(※1 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>)

(※2 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>)

最近、自民党及び公明党がダウンロードを犯罪化する法案をまとめているが、ダウンロード違法化の検討の際に指摘された問題がいまだにほとんどなにも解決されておらず、ダウンロード違法化自体間違っていたことが証明されつつある中、ダウンロード違法化に罰則をつけることに正当性は微塵もありません。

どだいダウンロード違法化をして早々の段階で、レコード協会などが、民事訴訟すら起こさずに、刑事罰の付加を求めること自体狂っているとしか言いようがありません。

繰り返しになるが、一人しか絡まない行為であるダウンロードについて違法性の認識・故意を証明するのは基本的に不可能であり、世界中を見渡しても単なるダウンロードを刑事訴追したケースは1件もないことを考えれば、ダウンロードを犯罪化してユーザー一人々々を推定有罪の裁判で追い込みたいなどという主張がいかにも狂気沙汰かは誰にでも分かる筈です。

政府・与党にあっては、ダウンロード犯罪化問題について、全ネットユーザー、全IT業界に関係することとして、憲法、刑法の原則にまで立ち返った議論、より国民的な議論を喚起した上で、このような法案が百害あって一利ないことをきちんと認識し、ダウンロード犯罪化法案のような非道極まる法案を永遠に葬り去るべきです。

また、この問題において、最近、スイス政府から、「ダウンロードは著作権法上合法のままであるべき」とする報告書が出されていることなども注目されてしかるべきです。

(スイス法務・警察省のリリース

<http://www.ejpd.admin.ch/content/ejpd/de/home/dokumentation/mi/2011/2011-11-30.html> 参照)

#### b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求めます。

特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

現状の、親告罪による不安定なフェアユースでは対応しきれなくなる事が想定出来ます。

文化庁・文化審議会・著作権分科会の報告書において、写真の写り込みや許諾を得て行うマスターテープ作成、技術検証のための複製など、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に対してのみ、しかも要件に「社会通念上、著作者の利益を不当に害しない利用であること」と加えるという極めて限定的な形でのみフェアユースを規定しようとしています。これほど限定したのでは、もはや権利制限の一般規定の名に値せず、意味がありません。



仮に導入されたところで、いつも通り権利者団体にとってのみ都合の良い形で新たに極めて狭く使いにくい「権利制限の個別規定」が追加されるに過ぎず、著作権をめぐる今の混迷状況が変わることは有り得ません。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要です。

この事を考えれば、形式的利用あるいは著作物の知覚を目的とするのでない著作物の不可避的・付随的利用に限るといった形で不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきです。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはなりません。

権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようですが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと考えます。

現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことです。

政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を要求致します。先のフランス式二次創作保護を導入するだけでも、大分違う筈です。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処すべきとする意見もありますが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されている、と、いう現状は惨憺たるものです。そんな中で個別規定の追加をしても、この問題における根本的な対処たり得ません。

およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を完全に潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきです。

そして、この程度の事すら理解できない文化庁は、現状、国民と文化の敵であるとしか思えません。今後も態度が改められないようなら、庁員全員の公務員資格剥奪を要求致します。

#### c) 保護期間延長問題について

保護期間延長問題についても、権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、文化庁が継続検討するとしていること自体極めて残念なことです。

これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2012では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとして頂きたく思います。

特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいです。また今年、環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもあるが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきです。

そもそも、TPPに何のメリットがあると言うのでしょうか。既にチリ・シンガポール・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ペルー（全てTPP加盟国）の6箇国と既に経済連携協定（EPA）を結んでおり、改めてTPPに参加する価値は見受けられないのですが。

#### d) DRM回避規制について

去年経産省の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を通され、今年文化庁の主導により無意味かつ危険なDRM回避規制の強化が行われようとしています。これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つありません。

不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっている現状、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかな

り得ません。

文化庁において作成されていると思われる著作権法改正案からDRM回避規制強化に関する条項を即刻削除し、知財計画2012では、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化をしないとされるべきです。

特に、DRM回避規制に関しては、このような有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の偏った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討をこそ行うべきです。

コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されません。

それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、震災のドサクサ紛れに通された先般の不正競争防止法の改正で導入された、DRM回避機器の提供等への刑事罰付与についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきでしょう。

火事場泥棒など、人として最低の行為です。先の不正競争防止法の改正に関与した人物は、その全員から公務員資格を剥奪するべきです。

#### e) 出版社に対する著作隣接権付与の検討について

文化庁の電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議で、出版者への権利付与について引き続き検討するとされたが、インターネットのようなコストの極めて低い自由な流通チャネルで、出版社のような流通事業者が強力な独占権を新たに発生させることは、著作物の利用を無意味に阻害し、文化と経済に無意味に害悪を垂れ流すことにしかならない。

インターネットで流通事業者を優遇することは、ユーザーの創作インセンティブを大きく損なうことにしか繋がらないのであり、このような出版社に対する著作隣接権付与には断固反対です。

文化庁における検討を即刻停止するとともに、政府において、このような出版者に対する権利付与をしないと決定するべきでしょう。

このロビーを行っている出版社が欲しがっている権利など、個別契約時の契約書次第で幾らでも獲得出来ます。それをせずに危険な法改正を求めるなど、人としておかしいと思わないのでしょうか。

#### f) 私的録音録画補償金問題について

権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問いただすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではありません。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われましたが、今に至るも文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金については既に私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展しています。

ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしましたが、現実はどうでしょうか。移行後2年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えません。

わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままです。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りでしょう。

自分達の権利しか鑑みる事の出来ない私欲塗れの輩に、法改正を唱える資格などありません。東京どころか日本から永久追放するべきとすら思います。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということは微塵も無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情です。

表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎません。

この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこ国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっています。

機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実は、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことです。

時代の流れについていけないのは仕方ないとしても、その不始末を他人のせいにして責任を押し付けるような真似を、しないで頂きたいと思えます。

#### g) コピーワンス・ダビング10・BCAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対します。

そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、BCASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するBCASシステムの問題を淵源とするのであって、このBCASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2012では明記して頂きたいと思えます。

検討の上BCASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除を行うべきです。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録音補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきです。

#### h) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

フランスで今なお揉めているネット切断型のストライクポリシー類似の、ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が、警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われていますが、このような検討も著作権検閲に流れる危険性が極めて高いです。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、真っ向から否定されました。2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものと見なされています。

ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今なおストライクポリシーについて大揉めに揉めています。

日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として（但し、二次創作保護法は日本にも導入されるべき）、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきです。警察庁などが絡む形で検討が行われている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で検討を進めることが担保されるのが当然かつ必須です。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（S

OPA) や知財保護強化法案 (PIPA) が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議延期とされたが、日本においても著作権団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れは十分にあります。

サイトブロッキングの問題については後述しますが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能です。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由 (知る権利・情報アクセスの権利を含む) や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するだけのものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものでしょう。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は“常に” 一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする時代遅れかつ非常識なものばかりです。

今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制する事こそが必要です。憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に“法律レベルで” 明文で書き込むことを検討すべきです。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討すべきです。

#### i) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

文化庁で間接侵害の明確化についての検討が進められています。

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきですが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことは厳禁です。

特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことです。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのが不明確なところがあるのは事実ですが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからです。

知財計画2012においては、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみ過不足無くなされると明記して頂きたい思います。

なお、スキャン代行業者に対する訴訟なども起こされている状況の中で間接侵害に関する検討などから不用意にこのような業態を全て違法とするような立法を行うべきではありません。

かえって、スキャン代行業のような私的複製代行業については、著作物の通常の利用を妨げず、著作者の利益を不当に害しない、公正な利用として権利者の許諾なく行えてしかるべき類型もあるものと考えられ、そのような類型について速やかに整理するとともに、公正な利用と考えられる類型について、一般フェアユース条項の導入によりすくい上げられるようにすべきです。

#### j) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いています。

間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうという事は、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分である証左であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題です。

ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を

押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ず繋がるものであり、絶対にあってはならないことです。

知財計画2012において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとして頂きたいと思っております。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めて頂きたいと思っております。

#### k) 環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関する検討について

今年は、環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れもありますが、上で書いた通り、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつなげていない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきです。

#### l) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入について

また、WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討して頂きたいと思っております。

#### m) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたいと思っております。（これらの省庁は特に目に余るので名前をあげましたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはありません。）

#### (3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されていますが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしてくることも十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べます。

今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにして頂きたいと思っております。

#### a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものです。

また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、「どんなコミュニケーションサイトでも人は出会える」という誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したもの

であり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものです。

憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきです。

#### b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、“常に”一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりです。

今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に“法律レベルで”明文で書き込むべきです。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止も通信法に“法律レベルで”明文で書き込むべきです。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなります。

「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、このような積極性を証明することも反証することも絶対にできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。

繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易（偽装リンクを作れば簡単）であり、取得の回数も、何ら危険性を減らすものではありません。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂気沙汰の論理を主張しますが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えません。

現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び「提供目的の所持」まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許されません。

そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことです。

そして、仮に単純所持規制が施行されたとしたら、現行で抑止力として機能している製造・流通への取り締まりが弱体化するだけ（本気で単純所持規制をやるのなら全ての民家を一齐に家宅捜索しなければ意味が無いが、そんな事は物理的に不可能）であり、児童ポルノ支援にしかかなり得ないという危惧もあります。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制としか言い様がありません。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つありません。

いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなりません。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではありません。

どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ません。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されません。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つありません。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われてしまっています。

が、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能です。このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。

このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもなりません。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び「提供目的での所持」が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではありません。これ以上の特効薬など、ありはしません。

DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべき話であり、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くありません。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきです。

例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセキュリティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきです。

児童ポルノ規制法に関して真に検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化と、担当部署を明確に厚生労働省にする事の2点のみです。児童ポルノ規制法の核であるべき被害者のケアは、警察の仕事ではありません。

更に言えば、「違憲上等、人権クソ食らえ」で動いているとしか思えない警察庁を始めとした官僚に対し、選挙で裁判官同様に弾劾できる制度を求めます。どれほどの費用を使っても構いませんので、速やかに導入するべきです。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない事です。

例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである（※1）。

スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されています（※2）。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない事です。

政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきです。決して、規制推進派が主張するような、規制を歓迎するような国際動向ではないのですから。

(※1

<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm>)

(※2 <http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract>)

自民党・公明党から、危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出されているという危険な状態が今なお続いています。政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきです。

今後児童ポルノ法の改正を検討するのであれば、与野党の間で修正協議と称した密室協議を徹底的に禁止し、きちんと公開される国会の場でのみ、民主党から新たに出された改正案を軸に、現行法の問題点についても含め、徹底的な議論をするべきです。

民主党案にも詰めるべき所が多く残っていますが、それでも方向性は素晴らしいの一言に尽きます。まずは定義を「性的虐待の記録物」に厳格化する所から始めるべきです。

さらに、かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけて頂きたく思います。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は断固反対します。

#### c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通されました。

通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものです。

また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制と言えます。

さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている現状があります。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきではないでしょうか。

また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形での民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めて頂きたく思います。

また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきです。



## フランス式二次創作保護の法案例

## 一般規則

この章において創設される権利の受益者（以下「著作者」）、ならびに警察は、次の各号に掲げることの禁止及び、次の各号に掲げることへ対する一切の公権力の行使ができない。

- (1) もじり、模作、風刺画、他者の既存著作物の設定・登場人物等を用いた創作（以下、これらを二次著作活動、その成果物を二次著作物、二次著作活動を行う者を二次著作者、二次著作活動の元の作品を二次著作元とする）。

## 注釈

二次創作公認の文言だけを引っ張ってきているので、他の文言を同じく日本に導入すべきかは未検証。

## 二次著作活動に付随して、二次著作者に生じる義務

二次著作者は以下の義務を負うものとし、更に下記3においては書店も同様の義務を負う。

- (1) 当該分野のきまりを考慮する。  
 (2) 他者の二次著作活動を妨げてはならない。  
 (3) 「二次著作物の販売による、二次著作者への金銭収入」と「二次著作元の著作者からの、二次著作者或いは書店への収入還元要求」の双方が生じた場合、還元要求を受けた者は、その販売で発生した収入の一部を著作者へ還元する。その際、次の各号に掲げる事柄を遵守する。  
 (3-1) 書店を介さず、集会やイベント等で二次著作者が直接販売する分の還元額は「販売価格×還元率」（端数切捨）とする。この還元は、二次著作者へ要求が生じた場合に適用される。  
 (3-2) 書店へ販売委託を行っている分の還元額は、書店と二次著作者が共に負う事とする。書店の還元額は「販売手数料×還元率」（端数切捨）、二次著作者の還元額は「（販売価格－販売手数料）×還元率」（端数切捨）。この還元は、書店へ要求が生じた場合に適用される。

## 注釈

- (3) 最大還元率の適正值が不明なので、この案では現行消費税率の5%とした。最大は「現行の消費税率と同率」にすべき？

## 二次著作活動に付随して、著作者に生じる権利と義務

著作者には、以下の権利と義務が生じる。

- (権利 1) 二次著作物を取り扱う即売会（以下「二次著作物即売会」）の主催に対し、自身の身分証明書（写し可）・ペンネーム・所属（或いは契約）企業を全て開示する事で、二次著作物即売会に販売側として参加した二次著作者の個人情報に要求する事ができる（ペンネームと所属（或いは契約）企業が無い場合は「無し」と申告する）。  
 (権利 2) 二次著作者及び書店に収入還元を求めるとき、義務1に抵触しない範囲で、還元率を自由に指定する事が出来る（還元額そのものの直接指定は出来ない）。  
 (義務 1) 二次著作者及び書店に収入還元要求を行う際、還元率は販売価格の5%までとし、これを超過してはならない。  
 (義務 2) 二次著作者及び書店に収入還元要求を行う際、自身の身分証明書（写し可）・ペンネーム・所属（或いは契約）企業に加え、現住所の開示（身分証明書に記載が無い場合のみ）と送金方法の指定をしなければならない。  
 (義務 3) 権利1を行使して得た二次著作者の個人情報は、二次著作者に対する還元要求以外の用途に使用してはならない。

## 二次著作活動に付随して、二次著作物即売会に生じる義務

二次著作物即売会の主催は、自身が開催した二次著作物即売会に販売側として参加した二次著作者の個人情報を著作者から要求された場合、その要求に応じなければならない。但し、著作者が身分証明書（写し可）・ペンネーム・所属（或いは契約）企業を開示しなかった場合は、この限りではない。

## 注釈

- (権利 1) (即売会の義務) 「身分証明書（写し可）・ペンネーム・所属（或いは契約）企業」などと書いたが、要するに現行の著作権法で二次創作を差し止めさせる為に必要な開示情報を想定（これは販売差し止めの代替案なので）。

24	<p>著作権の保護期間延長、私的録音補償金、非親告罪化など、文化の発展に何のメリットもない改正に反対する。</p> <p>DRM 回避規制強化、ダウンロード違法化、著作権を理由とするブロッキングなど、あまりにも非現実的かつ有害無益なインターネット規制には反対する。</p> <p>電子書籍以前に、ロングテール戦略を持たず、新刊本がすぐに絶版状態になってしまうような書籍流通の問題を放置して、あさっての方向の法律改正によって知財保護を図ろうとするのは根本的な誤りであり、寡占事業者に対する独占禁止法の適用も視野に入れるべきである。少なくとも、取次口座の維持だけのために粗製濫造して出版点数を稼いでいるような出版社に著作隣接権を与えるべきではない。</p> <p>そもそも、「文化の発展に寄与する」という著作権法1条の究極目的を忘れてはならない。文化審議会の委員に五木寛之を推薦する。</p>
----	--

No.	意見
-----	----

25	<p>1. ダウンロードの可罰化</p> <p>動画サイトにアップロードされた動画や音楽のダウンロードの処罰化に関して明確に反対します。</p> <p>勿論、自分としては対価を支払わずに「違法サイト」からダウンロードする事は行いません。しかし、ダウンロード違法化については、「事実を知りながら」ダウンロードする事を違法化していますが、違法性の証明は困難で、著作権を口実にした検閲に繋がりがかねない為、するべきではありません。さらに、自公提出予定の議員立法には処罰化までありますが、インターネットを利用してだけで冤罪の被害者になりかねず、強く反対します。</p> <p>さらに、違法化の範囲を広げる事は、研究のために他の論文のコピーや保存すらできなくなりかねず、併せて強く反対します。</p> <p>インターネットは国民にとっては欠かせないものです。音楽、動画の売り上げが減っているようですが、「違法ダウンロード」の関係性は正確には不明である言います。国民を冤罪の危険性にさらして行うことでしょうか。</p> <p>2. 著作権の非親告罪化、出版社の著作隣接権の付与</p> <p>この制度をアメリカは導入していると言いますが、日本とアメリカでは著作権の与えられ方が違い、日本の「自動的に著作権が与えられる」という状況で非親告罪化は「百害あって一利なし」なので非常に強く反対します。</p> <p>著作権における親告罪の規定は、権利者が正当な権利の行使に欠かせないものです。もし非親告罪化すると、権利者が「使用を許可」する権利まで奪ってしまい、さらには「二次創作」どころか、新しい作品を作る事すら強く阻害されてしまいかねません。ダウンロード処罰化と併せて制度化されると、インターネットをしているだけで冤罪の被害者に成る可能性が格段に上がりかねません。</p> <p>出版社の著作隣接権の付与は作者本人の「作品の一部の使用の許可」をする権利を奪うという点で「著作権非親告罪化」と似たような問題点がありこれにも強く反対します。</p> <p>3. その他</p> <p>フェアユースについて検討する事には特に反対しません。</p> <p>DRM回避規制について、私的録音録画補償金の対象拡大については必要性があるとは言えないので、現地点では反対します。</p> <p>フランスなどで導入されている「3 ストライク」でネット切断については検閲社会につき進めることになるため、強く反対します。</p> <p>児童ポルノ法の改正ですが、現在の法律の厳格な運用だけで十分に対応できるため、単純所持処罰化、創作物規制のいずれも強く反対します。</p> <p>特に後者の規制については児童の保護の目的からあまりにもかけ離れており、一部の勢力による「道徳の強要」以上のものではありません。諸外国が導入しているから「道徳の強要」を容認するのではなく、この日本から「道徳の強要」からの「決別」をしていくべきです。児童ポルノ法は今後は「児童ポルノ」の定義を非常に厳密にしていくべきです。</p>
----	--

No.	意見
-----	----

26	<p>《全文》</p> <p>まず一に違法ダウンロードの罰則化、及び TPP による非親告罪化などの著作権の異常な強化、解釈の拡大について反対です。現在においてもアップロード側に対して積極的なきちんと取り締まりをしないだけでなく、ウィルス以外は、意図的にアップロードしなければ違法アップロードはない一方で、情報の受け手側は、それが何であるかは実際に見るまで何かわかりません。閲覧の時点でファイルは PC にダウンロードされています。</p> <p>キャッシュは現状違法扱いにはなっていませんが、ネットワークのやり取りでは区別がつかず、意図については主観的に判断されることとなります。現状ですら問題はありますが、民事であることで権利の濫用に一定の歯止めがかけられています。</p> <p>それにもかかわらず、罰則化することで、利用者はダウンロードの意思について曖昧なまま責任を負わせられることとなります。取り締まり側にとって恣意的な扱いが可能になり、情報の受け手はネットワークを地雷原を歩くような形で利用することを強いられる危険性を伴います。加えて、違法ダウンロードは映像や音楽だけが現在は対象ですが、TPP によってそれが画像や文章等に及んだ場合の、ネットワークの萎縮という弊害の大きさは計り知れませんが、</p> <p>私自身、自らの著作物(販売していたもの)を違法に配布されたことは幾度となくありますが、それでも基本的にはデジタルミレニアム著作権法のように、サーバー管理者には削除依頼等に対応してもらい、過剰な責任を負わせるべきではありません。またその責任は、行為の意思が明確であるアップロード者が負うべきだと考えています。あくまでも広く「場」を提供している人間及び利用者に責任を負わせてはいけません。著作権は「権利」です。自らで権利を主張し、濫用せずに適切な場面で行使するものです。加えて、昨今においては著作権は非常に強い権利であり、それを警察に委ねてしまえば恣意的な利用をされる危険が伴います。それらを踏まえた上で、非親告罪化には断固として反対です。</p> <p>二つには、出版社に対する著作隣接権の付与については反対です。著作者の意思が経済力の差、及び不利な契約によって見えないところで抑圧される危険性について全くフォローがありません。故に、少なくとも人格権については隣接権を付与してはならないと思います。</p> <p>第三に、附則 5 条の 2 の堅持です。主に図書館利用にケチをつけているようですが、これがなければとりわけ学業及び研究、開発について利用者に圧倒的な不都合が生じ、日本の学術、ひいては円滑な経済活動の発展に大いに支障が出ます。そもそも、オフィスに置かれた大型複合機械からは権利団体に対して一定額が支払われる方式になっているはずですが。</p> <p>四つ目はフェアユースです。日本の漫画、アニメ、ゲームといった創作を中心としたコンテンツについては子どもから大人、アマチュアからプロまでによる、ジャンルや内容を問わない広い裾野によって成り立っています。その中においてパロディ、翻案といった文化も、サブカルチャー文化の強さを支え、勢いを伸ばす礎として欠かせないものとなっていますが、これはある種の不文律によって成り立っている脆いものであるのが現状です。TPP 等によってこの裾野を破壊される危険性がある以上、早急にフェアユースを定めていくべきです。</p> <p>最後に、児童ポルノ法や青少年健全育成(保護)条例を利用した実質的な書籍の検閲及び焚書の反対です。特に児童ポルノ法は、現在提出されている「漫画、アニメ、ゲーム等の創作物の除外」を明記した民主党案以外での改正を行ってしまえば、漫画、アニメ、ゲーム、小説、映画、演劇、音楽その他の日本のコンテンツ文化、知財に取り返しのつかない程の多大なる損害を与えます。日本のコンテンツの強みは、表現の自由と思想の自由、言論の自由がセットになった、タブーのない、美しさも猥雑さも持ち合わせた世界に類を見ない包容力です。特に日本が間違いなく世界一にある漫画、アニメのコンテンツに至っては児童ポルノ法によりその存在を脅かされており、これらの法律、条例のこれ以上の改正に断固として反対です。</p> <p>《要旨》</p> <p>違法ダウンロードの罰則化と TPP による非親告罪化などの著作権の異常な強化、解釈の拡大への反対と強い懸念、出版社への著作隣接権付与の反対、附則 5 条の 2 の堅持、フェアユースの創設、児童ポルノや青少年の健全育成を盾にしたコンテンツ文化の破壊への反対が主な意見の要旨です。</p>
----	---

No.	意見
-----	----

27	<p><b>【結論】</b> 知的財産推進計画2011に大きく欠けている観点である「学生の発明能力強化」を入れた上で、知的財産推進計画2012を策定すべきと思います。</p> <p><b>【詳細】</b> アップル社を創業したスティーブ・ジョブズにしてもマイクロソフト社を創業したビル・ゲイツにしても、ソフトバンクの孫正義にしても、高校生や大学生の頃から抜群の独創性を発揮して、情熱を持って知財創造に取り組んだのでした。 知財創造の根源は、創造性のある個人の頭脳であるというのは、今も昔も変わらない真実であり、しかし、現在の日本の受験勉強中心の学校教育では、創造性を押しつぶされ、創造性を受験に邪魔なものとして取り扱われて未来のスティーブ・ジョブズへの道を閉ざされている学生が多いと思います。そのような中では、発明協会が行っている「少年少女発明クラブ」は、地道で継続的なすばらしい活動であると思います。しかし、これだけでは、ほとんどの学生が創造性を学校教育の中で損なわれているという現状は変わりません。そこで、「学生の発明能力強化」を知的財産推進計画2012から導入することを提案します。「学生の発明能力強化」の具体的な施策は次のA、Bのとおりです。 小学校、中学校、高校の理科分野の科目の中に、「発明創造の理論と実践」を入れる。発明創造の理論の1つとして日本発の体系的な創造論である「等価変換理論」を採用する。 大学受験の科目の1つとして、「発明創造の実践」を入れる。そして、大学受験の前までに所定の団体の施設で、誰からもアイデアをもらうことなく単独で独創したと証明可能な環境下で発明を創造し、その発明の特許出願を行ない、その特許出願が審査の末に登録特許となった場合には、発明創造の実践ができていないとして大学受験で有利に取り扱う。</p>
----	---

No.	意見
28	<p>著作権を守ることは大事なことです。しかし今、TPPによる著作権非親告罪化・全著作権の私的DL違法化等、被害や利害関係なしに、権力の力で取締りを強めようとする話が出てきています。確かに違法アップロードや無断使用は問題です。しかし、個人で楽しむことを目的とした使用にまで違法性を定め取り締まるのはいきすぎだと思います。TPPで非親告罪化や私的DL違法化等で著作権の所持者に関係なく、取り締まれる法が出てきてます。しかし、直接的な被害が出ているかは著作権所持者が決めるものです。取り締まる側の権力で一方的に取り締まることのできるのは権力の一方的な乱用です。著作権を守ることは大事ですが、著作権所持者を無視した取り締まり強化には断固、反対します。</p>

No.	意見
29	<p>○私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」に関して（要旨） 制度の在り方が議論される中、その空洞化が進行しています。メーカー等は、私的複製機器を販売する当事者であるに拘わらず、協力を強いられた被害者の如く、制度に否定的姿勢で理論展開しています。権利者、ユーザー、メーカー等の間には創造、享受、還元の創造のサイクルが不可欠である事が忘れられています。制度の原点を確認すると同時に、諸制度設計にメーカー等が文化を担う立場で規定されるべき事を考慮頂きたい。 「知的財産推進計画2012」作成について、下記事項をご配慮願います。</p> <p>戦略3-132</p> <p>○私的録音録画補償金制度の「抜本的見直し」に関して（意見本文） 私的録音録画補償金制度の在り方について疑問が呈され久しくなります。その間、具体的な施策が講じられないまま制度の空洞化が進行しています。 私的録音録画は減少したのでしょうか？そのような事はありません。ユーザーは、家庭内或いはそれに近い範囲での利用のために複製を行い、バックアップし、家族が持つさまざまなデバイスにコピーして、場所を変え時を移し自由楽しむ大きな利便を享受しています。ユーザーはその利便を機器購入時に最大1000円程度で獲得できるのです。 メーカー等は、ユーザーに広範な著作物の私的複製を自由に行える機器を販売することで利益</p>

を得ている当事者なのです。ところが補償金制度を廃止するためとも思える意図的な理論展開（\*資料参照）がメーカー等の主導でなされてきました。全く関係のない第三者として協力義務を強いられている被害者ではないことを再認識しなければなりません。同様な補償金制度を導入している諸外国がすべて補償金支払義務者をメーカー等に行っていることの意味は極めて重要です。権利者、ユーザー、メーカー等の間に創造、享受、還元の創造のサイクルが保たれることで、文化が醸成されていきます。3者が先ず制度が設けられた原点に立ち戻ることから、「私的録音録画補償金制度の抜本的な見直し」が始まるのだと思います。ところが、当事者間の合意形成をとるのが極めて困難なことは衆目の一致するところですが、時間をかければ制度は崩壊していきま。それでは当事者も行政も余りにも無策のそしりを免れないでしょう。制度が崩壊した場合、ベルヌ条約の義務に抵触することが考えられると同時に、締約国間に文化意識の低さを披歴する結果となるでしょう。決着期限を早期に設定し、解決することは必須であると考えます。以下に私的録音録画補償金制度に関して議論された主な点に関する意見を述べます。

1. 「プレイスシフト、タイムシフトは制度の対象外とすべきである」という主張がされてきました。これについては、ベルヌ条約第9条(2)「特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」の下線部分に抵触しないことが判断の要件となるでしょう。平成3年の実態調査で、家庭内で行われた膨大な録音が下線部分に抵触しているデータが得られたと判断されたことから制度が導入されました。現在も私的録音録画が盛んに行われる実態は減少していないと思われます。

2. 「アナログ・デジタル変換がどこで行われたか」という議論がされてきました。録音録画の対象物と同等のクオリティで複製物が残され、かつ、永遠に劣化しないと言われるデジタル方式での録音録画が行われることを問題とし、制度設計が行われました。著作権法30条に2項が設けられ、「私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるもの、・・・」とあるように元の音や映像がアナログかデジタルかは制度上問題にはならないと思われます。著作権法施行令の特定機器の指定の条文に「アナログデジタル変換が行われた音(映像)を」という文言が入っていることがこの議論を巻き起こす原因となりましたが、制定当時と違いデジタル映像、デジタル音声が一般的となった現在、この文言は必要なくなったと思われます。

「デジタル方式のコンテンツは技術的に複製管理が行えるのだから制度の対象から外すべきである。」という議論がされてきました。複製をできなくするのが制度の目的ではありません。ユーザーが安価に著作物を楽しめる利便を提供し、補償金によって新たな創造のインセンティブを生むことが制度の目的であると理解すべきです。録音録画のデータ収集等のためDRM技術を付加することでユーザーの金銭的負担を増やすことは制度の目的に適っていないと思われます。

No.	意見
30	<p>《本文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次創作について（戦略3・4）</li> </ul> <p>二次創作やパロディに関して、現状は権利者側と利用者側が暗黙の了解に近い慣例的ルールを作っており法的に一律の処理規程を設ける事には慎重であるべきである。</p> <p>ことに、異なる目的のためであっても、また仮に限定的内容であっても著作権法の非親告罪化がなされれば影響は重大であろうと危惧している。</p> <p>不都合な事があれば訴えられるために、ユーザー側の自由な利用をある程度黙認している事情がある。</p> <p>権利者側の求めなしに刑事訴追が可能になれば、権利者側のさじ加減として処理していたグレーの部分を明確に認める訳にはいかず、権利者・ユーザーの双方が望まないままに窮屈な利用規程に押し込められる懸念を抱いている。</p> <p>二次創作の場は、傍らに所謂プロ（一般的な意味での作家や漫画家）として活動する人間も多くまたそれらの人間が育っていく土壌としてこの国のコンテンツ文化の根幹を担っている。</p> <p>不要不急の規制を行わない事、二次創作を明確に認める規定の制定を強く求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンロード違法化の罰則について（戦略3）</li> </ul>

	<p>違法コピーの撲滅はアップロードの規制とコントロールによって行われるべきである。</p> <p>ネット上のコンテンツ利用は何が違法であるかの判断が難しい場合も多くダウンロードの側から食い止めようとすれば、利用に大きな足かせとなり個人の利用である以上「事実を知りながら」等の留意事項に対して立証・反証は不可能である。</p> <p>例えばアメリカでは広域的・包括的なフェアユース制度がある、等の理由から世界的にも単なるダウンロードを刑事訴追したケースはない。</p> <p>現在、議員立法での罰則付与が検討されている他に、TPP 交渉においてアメリカがこの条項を要求してくる事が予想され、大きな危惧を抱かざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権の保護期間延長について（その他）</li> </ul> <p>著作権の保護期間延長は、米国が自国産業の利益のため推し進めているもので、国際的な流れと言い難い。</p> <p>また現在の日本のコンテンツに何ら利する所がない。</p> <p>以前の調査で保護期間が切れるまでにほとんどのコンテンツが市場から消えてしまう事は明るみに出ており創作者の利益になるより、市場から姿を消しているのに自由に使えない、死蔵される作品等が増える。</p> <p>アーカイブ作成の現場では既にこの問題が顕在化している。</p> <p>そもそも日本は著作権の使用料で大きな貿易赤字を抱えており、知財面での貿易赤字を更に広げるだけの行為である。</p>
--	---

No.	意見
31	<p><b>戦略1 国際標準化のステージアップ戦略</b></p> <p>TPP 等でも知財分野が重要課題として扱われると言われているが、現在明らかになっている米国からの要求内容(著作権保護期間延長・DRM回避規制強化・ISPの間接侵害責任・法定賠償制度・著作権侵害の非親告罪化)を見る限り、今後の知財戦略にとってプラスになるものとは非常に考えにくい。特にコンテンツの世界においては「共有と活用」が日本の強みの源泉であり、前述の要求はそういった力を大きく殺ぐものである。むしろ、「日本スタイル」を日本以外にも広めていくことが中長期的には国際的にも大きなメリットを生み出すと考える。</p> <p><b>戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略</b></p> <p>「④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する」の施策例として挙げられている「創作基盤としての二次創作の円滑化」について。現在までの流れを見るに、「本気でやる気があるのか」と疑問を抱かざるを得ない。著作権の過度ともいえる強化は粛々と行われているのに対して、フェアユースの議論すらまともに進んでいない現状を知財戦略本部としてはどのようにお考えか。活用促進をお題目に掲げながら実際に進んでいるのは「どのように活用しないか」の議論ばかりでは戦略本部の存在意義すら疑問である。</p> <p>CGM 時代の創作・著作権について、著作権法の全面的な見直しも含めて徹底した議論と今後に向けた方向付けが必要と考える。</p>

No.	意見
32	<p>I、「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略」についての意見</p> <p>II、「4戦略実施の工程表」の「114 創作基盤としての二次創作の円滑化」についての意見</p> <p>III、「4戦略実施の工程表」の「150 コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化」についての意見</p> <p>IV、「知的財産推進計画2012」そのものに対する意見</p> <p>今回の、「知的財産推進計画2012」について幾つか意見があります。</p> <p>第一に、「グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える4つの知的財産戦略」として、「国際標準化戦略を実行する」旨の記述がありますが、全てを国際標準化する必要があるのかという疑問です。特に、著作権に関しては、日本の文化に密接に関わるものであり、「国際標準化」</p>

	<p>の名の下に日本の文化を衰退させるようでは、本末転倒ではないでしょうか。日本の文化と「国際標準化」との両立を推し進めるように修正すべきだと思います。</p> <p>第二に、「4戦略実施の工程表」の「114 創作基盤としての二次創作の円滑化」についてですが、「パロディに関する法的課題を検討する」との文言に疑問を抱いています。こうしたパロディに対し、著作権侵害であると考え方がいらっしゃるようですが、創作に関しては何も無いところから生み出すのは非常に難しく、最初はパロディから、そこから著作者個人の独自性によってオリジナルの作品へと変わっていく事が多いのではないのでしょうか。その現実を無視して、著作権侵害の非親告罪化の導入等の法制度を安易に導入すれば、創作基盤が崩れ、何の作品も作れない事にも繋がりがかねません。パロディに関しては、国が口を出すべきではないと思います。</p> <p>第三に、「4戦略実施の工程表」の「150 コンテンツを活用したクールジャパンの発信強化」についてですが、「影響力が大きい映画・ドラマ・ゲームを活用し、作品中にファッションや食といったクールジャパンを登場させるよう民間の取組を促す」という点ですが、「クールジャパンの発信強化」のために、ここまでやる必要があるのか疑問を抱かざるを得ません。この部分は削除すべきだと思います。</p> <p>最後に、「知的財産推進計画2012」そのものに対する疑問です。それは、この計画が、国家および企業にとっての知的財産戦略と言えるものであり、発明者（職務発明を含む）や著作者自身の権利保護や知的財産権の利用者の保護について触れられていないのはどういう事でしょうか。発明者（職務発明を含む）や著作者自身の権利保護が為されなければ、彼らは日本よりも規制が緩い海外に流れますし、知的財産権の利用者が利用し易いものでなければ、現在問題になっている違法ダウンロードが後を絶つ事はないでしょう。</p> <p>そこで私は、（1）発明者（職務発明を含む）や著作者に対して与えられる、権利の対価に対する算定基準の明文化、（2）著作者が自らの作品を自ら発表できる場の提供とその保護、（3）知的財産権の利用者が、安価で利用できるような制度の構築等、を実施する事を提案します。</p>
--	--

No.	意見
33	<p>法律とかは詳しくないのですが、著作権は著者にあるものだと思います。</p> <p>それを出版社や企業のものになるのは疑問がありますし、またTPP等の「非申告制」は反対です。</p> <p>警察等の介入に危機感を感じます。</p> <p>海賊版への権勢にはよいですが、山田奨治氏の「日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか」という著書にあるように『『まね』から文化は生まれる』のです。</p> <p>特に日本独自に発展して来た「同人誌文化」は著作権的にはグレーゾーンですが、同人誌作家の中から未来の大作家が生まれるのです。</p> <p>また「同人誌」は原作の人気のバロメータでもあるわけですので、「非申告制」は著作権所有者にも不利益をもたらします。</p> <p>また「ダウンロード犯罪化」にした場合、数多くの冤罪が発生いたします。</p> <p>ネット環境とは難しいもの。</p> <p>法制化は慎重にお願いしたいものです。</p>

No.	意見
34	<p>《全文》戦略2 知財イノベーション競争戦略について</p> <p>難視聴地域に受信させる目的で東京キー局が地上波番組について衛星放送設備を用いて行っているサイマル放送を、難視聴地域であるか否かにかかわらず、日本全国で受信できるようにする。</p> <p>日本全国にある地方テレビ局は、そのほとんどの時間を、東京キー局で放送された番組を、同時又は異時に再放送することに終始しているのが実情である。これは、衛星放送やインターネットなどの技術がなかった時代には合理性があったが、現在では合理性を欠いている。のみならず、当該地域を放送対象地域とする系列局がないキー局の放送は視聴できない、地方テレビ局が希に自主制作番組（関西の準キー局を除けば、概ね1割前後である）を放送している間はキー局の放送を視聴できない、キー局で放送されている番組を放送していてもなぜか1週遅れで放送されて</p>

いる場合がある等の不便が存在している。

考えてみれば、貴重な電波使用権を与えられている地方テレビ局が、その放送時間のほとんどを東京キー局のテレビ番組の再放送に充てているということこそが不合理である。衛星放送やケーブルテレビ等によって日本全国どこにいても東京キー局のテレビ番組の全てを時間差なしに視聴することが出来るとなれば、地方テレビ局は、自主制作番組を制作して放送しなければならぬこととなる（東京キー局の放送を受信可能な地域を放送対象地域としている千葉テレビやテレビ埼玉、東京 MX 等は実際そうしている。）。それは、テレビ番組という著作物を新たに創作して東京キー局と競争することを促進するとともに、実演家等のさらなる活用を促すことになるのである。

もちろん、東京キー局の制作した番組を右から左に垂れ流すだけで高収益を挙げることができている地方テレビ局は猛反対することとは思いますが、放送コンテンツにおける競争を促進するためには、上記施策が有意義である。

《要旨》

難視聴地域に受信させる目的で東京キー局が地上波番組について衛星放送設備を用いて行っているサイマル放送を、難視聴地域であるか否かにかかわらず、日本全国で受信できるようにする。

《全文》最先端デジタル・ネットワーク戦略、クールジャパン戦略

日本のコンテンツを世界中どこにいても視聴できるということは、日本のコンテンツの訴求力を維持ないし増進する上で重要である。そのためにはインターネットを用いることがもっとも簡便であるが、現状では隣接権者が送信可能化権を有しており、コンテンツのインターネット配信への許諾を阻んでいるのが実情である（J-Pop をヘビーローテーションさせるインターネットラジオすらない現状はお寒い限りであり、韓流ドラマを通じて無料で視聴が可能な K-Pop の後塵をアジア諸国で拝しているのが実情である。）。

このような実情を打破するためには、政府としては、コンテンツを海外に向けてインターネット配信しようとする企業に対して適宜許諾を与えるように行政指導を行うとともに、隣接権者の専有権として規定されている送信可能化権を、報酬請求権と位置づけし直すべきである。そうすれば、民間企業の活力を利用して、国内コンテンツの海外での普及を図ることができよう。

《全文》戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略について

著作権、著作隣接権等に関して、広く国民や団体（企業を含む。）から新たに創設を希望する権利制限規定についての案を募集し、これを法案化して定期的に閣議に提案する。

検索エンジンに関する著作権の制限規定が立法されるまで長い年月が過ぎ、その間に米国企業が市場を支配してしまったことは記憶に新しいところである。このように、IT を駆使した新たなサービスに関しては、従前の立法のスピード感では、権利制限規定が制定されるころには、広汎なフェアユース規定を背景に先行投資をなし得る米国企業に太刀打ちができないのが実情である。

もちろん、米国並みの広汎なフェアユース規定が置かれることが理想ではあるが、これまでの文化審議会での議論を見る限りにおいては、それも期待しがたい。

であるならば、個別的制限規定の制定速度を速めることにより、新しい IT ビジネスが米国企業に牛耳られるのを回避するような制度設計をすべきである。

そして、個々の権利制限規定についていえばこれを活用する人や企業は少数に留まる場合が少なくないこと、また、新しい IT ビジネスを始める企業の多くは人的及び金銭的な資源に恵まれていないこと等を考えると、彼らはロビー活動能力が低いので、文化庁の官僚に取捨選択権限を付与すると、権利制限規定の創設に関する陳情のほとんどが法案化されず、お蔵入りとされる蓋然性が高い（検索エンジンに関する権利制限規定も永らくお蔵入りとされていたのである。）。

したがって、文化庁には全件法案化の義務を課し、取捨選択は内閣による政治判断に委ねるのが適当である。

《要旨》 著作権、著作隣接権等に関して、広く国民や団体（企業を含む。）から新たに創設を希望する権利制限規定についての案を募集し、これを法案化して定期的に閣議に提案する。



	<p>《全文》戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略 著作権法上の「公衆」の定義を見直す。 まねき TV 事件及びロクラクⅡ事件の最高裁判決により、契約により関係性が築かれる相手方への情報の送信は公衆に対する送信とされ、広く著作権法により規制されることとなってしまった。</p> <p>しかし、このような解釈は、オンラインストレージサーバやクラウド事業の国内展開を不可能としかねず、わが国のデジタルネットワーク産業を破壊しかねない。したがって、「公衆」を「特定／不特定を問わず、多数の者」とするなり、「不特定…の者」から「当該著作物の提供又は提示に関して契約関係を結んだ者」を除外する等の措置を早急に講ずる必要がある。</p> <p>《全文》戦略4 J-POP の歌詞に関するデータベースを作成し、世界に向けて公表する。 J-POP をさらに世界中で普及させるために、「言葉の壁」を取り除く工夫が必要である。そのための施策として、J-POP の歌詞の日本語表記、ローマ字表記、英訳を検索、表示可能なデータベースを国として制作し、または、そのようなデータベースを制作する企業・団体等を資金面及び法律面から支援すべきである。</p> <p>《全文》戦略4 クール・ジャパン戦略 商用コンテンツとして公表された著作物の活用が3年以上なされていないときも、裁定による著作物の利用を可能とすべきである。 著作権法は文化の発展に寄与するために「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図」ることとしたのであるから、著作物を通じた文化の発展を阻害する方向で著作権を行使することは本来許されるべきではない。 しかし、現行著作権法の下では、「創造のサイクルの確保」とは全く別の理由で、コンテンツの再利用を阻むために著作権法が活用される例が散見される(例えば、世界的にも人気がある「キャンディ・キャンディ」はもはや利用困難である。。「著作権」は純粋な私権ではなく、創作に対する投下資本の回収機会を保障するための競争制限規制である以上、創作物の活用を阻むために著作権が活用されるという本末転倒ぶりをこのまま放置しておくべきではない。 したがって、3年使用されない商標が取消の対象となるのと同様に、3年以上活用されないコンテンツは、裁定による利用が可能となるような法改正が望まれる。</p>
--	---

No.	意見
35	<p>著作権等管理事業において新規参入を容易にしたといいながら、実際のところ、そこまで容易になっておらず、元の規制から存在していた独占による弊害を防ぐ措置も不十分なのである。</p> <p>さらに言えば、許可制を登録制とすることで文化庁の関与は多少は弱まったが、なお文化庁の影響力を排除できていないこと、利用者の意見聴取に関する規定等が不十分であること、特に、指定著作権等管理事業者と使用料規程に関する協議が可能な利用者代表の要件が厳しすぎ、この協議を求めることが非常に困難となっていることなどが利用者から見た大きな問題点としてあげられるだろう。</p> <p>このような問題点についてどのような対策があり得るかについては人によって考えが分かるところだろうが、最後に載せたパブコメを読んで頂ければ分かるように、私はさらに法改正を一步進めて自由な競争を促した方が良いと思っている。</p> <p>場合によっては法改正によって別の弊害が発生する可能性も考えられなくもないが、プレーグ旋風の時代でもあるまいし、ただでさえジャンルによって独占による弊害が目につく中で、私がパブコメで書いた程度のことを実行したからといってそこまで大きな問題が発生するとは私には思えない。かえって、今の時代なら、より自由な競争を促すことで、利用者も権利者もともに得るところがあるだろうと私は思っているが、このパブコメも一方当事者の著作権管理団体とずぶずぶの関係にある文化庁が処理するというのでは、その真剣な検討にあまり期待が持てないのが残念である。</p> <p>日本の著作権は米国化するのか～保護期間延長、非親告罪化、法定損害賠償断固反対国民の、漫画を愛する読者の声を無視するなんて許せ無い</p> <p>もちろん、大使館が公表したのは、あくまでもアメリカ側の「関心事項」であって、「要求し</p>

たいこと」「協議したいこと」であり、そのまま協定事項となってしまうものではない。自分に有利な条件を突きつけて、協議の中で譲歩するというのは国際的にはよくある話である。しかし、日米が対等なパートナーシップで結ばれているわけではない。また現在の日本の外交力、政治力がどれくらいアメリカに対抗して交渉できるのか、大いに疑問が残る。

漫画産業、漫画関係者にとっても TPP は対岸の火事ではない。

知的財産権分野では日本の著作権法の改正を求めるような内容になっているからだ。

特許手続の簡素化、政策策定の透明化などはまだいい。

問題はアメリカが常に主張し続ける①著作権保護期間の延長、②エンフォースメント手段の強化、③違法ダウンロードの処罰化などはそれぞれ国内で議論の分かれる大きな問題だ。

いずれも、海賊対策としては極めて有効で、著作権保有者の権利保護に繋がるとはいえ、現在の私的使用権の大幅な制限、司法権限の拡大（これまで犯罪とならなかった行為の犯罪化、処罰化）による表現規制、恣意的な法運用への危惧など問題点も数多い。

特に②は、親告罪（海賊行為や盗作の被害者（著作権者）が告発・告訴することが必要）である著作権法を改正し、著作権者以外でも違法行為を告発できる非親告罪化しようというものだ。知らないうちに某国の海賊業者によって自分の漫画が買って翻訳出版されていたなどのケースには極めて有効とは言えるだろう。ただ、警察が海賊版、盗作など著作権違反を認定すれば著作権者の意志とは無関係に摘発できるということは、これまで慣例的に黙認されてきた行為の多くが犯罪として取り締まられかねないし、通報マニアや規制強化論者による告発も増えるだろうし、恣意的な運用への危惧もある。

中でも二次創作と呼ばれる表現に関しては厳しい状況になることが予想される。

極端に言えば「原作漫画家の許諾を受けたパロディ同人誌」以外は、警察が摘発しようと思えばいつでも、あるいはその二次創作を快く思わない誰が告発できることになる。いや、それ以上に問題なのはチリングエフェクト（萎縮効果だろう）。

もちろん「そんなことで萎縮するような表現は表現に値しない」という正論もあるだろうが、現実問題として二次創作畑は枯れ果てるし、その分だけでも同人市場の規模が縮小する。同人誌印刷、流通にも大きな影響が出る。今や同人誌文化は日本の漫画文化、漫画産業を支える支柱になっている。新人漫画家の供給源であり、マーケットリサーチの現場であり、ファンと作家と出版社の巨大な交流の場である。その支柱が細くなった時、商業出版がノーダメージでいられるかどうか？ ということだ。

しかも、同人誌文化は日本だけのものではない。アジア圏にも欧米圏にも広がっている。

TPP でアメリカ側の言い分には大義名分があることは認める。

しかしローカリティを全否定したグローバル化は弊害をも生む。

それは文化、産業、経済にとっていいことなのだろうか？

日本の外国力では米国と対等に交渉できるとも思えませんし日本の政治家が「漫画文化」に関して知識があるとも思えないので米国の要求をそのまま飲んでしまうという事も十二分にあり得る話です。当然影響を受けるのは出版関係だけではないです。

コンテンツ産業全体が致命的なダメージを受ける事になるでしょうね。

非親告罪化+警察の体質+規制派&通報マニアですから大惨事間違いなしです。

二次創作保護について

二次創作を潰すのは、余りにもったいない！

<コミックマーケット>

3日間で50万人超！ 同人誌の売り上げは数百億円 人気の理由

東京ビッグサイト（東京都江東区）で開かれた日本最大の同人誌即売会「コミックマーケット80」が盛況のうちに終わった。「コミケ」の略称で親しまれ、3日間で50万人を動員する国内最大規模の“マンガの祭典”の魅力とは？

コミケの魅力は、同人誌を制作する「サークル」が全国から集結し、アニメやマンガ、ゲーム、芸能、鉄道などといった多様なジャンルの作品が並ぶことだ。参加希望のサークルは5万以上あるが、参加できるのは3日間で約3万5000。

実施期間の延長や規模の拡大を望む声も多いが、国内にはビッグサイトより大きな展示場はなく、実現は難しいという。1日1万を超える参加サークルの中で、人気のあるサークルは、別格

扱いとして壁際に沿って配置されることから「壁サークル」と呼ばれている。商業誌で活躍するプロのマンガ家やイラストレーターが参加しており、中には1回のコミケで数千冊を販売するサークルもあるという。

<p

また、会場には、アニメやゲームのキャラクターの扮装をする「コスプレ」で、自慢の衣装を披露するコスプレ広場が設けられ、多くのコスプレーヤーが参加し、コミケの見どころの一つとなっている。そこで取り上げられるキャラクターの数が、アニメやマンガの人気のバロメーターとなっており、今回は、1~4月に放送されたテレビアニメ「魔法少女まどか☆マギカ」と、放送中の「タイガー&バニー」が人気だった。

同人誌販売、コスプレに負けないにぎわいを見せるのがアニメ制作会社や出版社、ゲーム会社がそろった企業ブースだ。放送中のアニメや連載中のマンガ、ヒットしたゲームなどのグッズがそろい、人気作の資料集などが先行販売されたり、限定品が販売されることからブースには終日長い列が作られる。人気のブースでは、開始1時間で用意したグッズが完売になるほどだ。既にアニメやマンガの関連企業は、コミケをプロモーションの場として活用しているが、今回は、青春マンガ「めくりめくる」の舞台となった岡山県倉敷市の観光課が、アピールを狙って地方自治体として初の出展に踏み切る試みもあった。

さまざまな表現を許容するコミケは、著作権などグレーゾーンの面があるのも事実だが、新人作家を発掘する場にもなっている。有力出版社のマンガ担当編集者らは、有力ブースの作家をスカウトするために足を運んでおり、ここから人気マンガ家になった人も少なくない。

また、海外からの来場者や取材も急増しており、主催のコミックマーケット準備会では、英語版や韓国語版のカタログを発行したり、外務省の日本文化紹介のビデオにも取り上げられるなど「クールジャパン」の象徴として世界的に評価されている。

だが最近では、性的表現のあるマンガの販売規制を強化する東京都青少年健全育成条例改正問題や、参加者の増加による会場確保の問題など課題も多い。しかし、民間の調査機関などによると、即売会やネット販売などで同人誌の売り上げは数百億円ともいわれ、巨大なマーケットとして成長し続けるコミケ、クールジャパンの文化をはぐくむ場としても今後も注目だ。(毎日新聞デジタル)

一般消費者は、5万くらいなら余裕でなくなるし、宿泊費や東京までの交通費を含めればそれくらいの経済効果はありそう。

しかし、スキャン代行完全違法化 or 犯罪化法案も来るのかね。カラオケ法理・間接侵害との間の整理とか、今起こされている裁判との関係とかどうするつもりなのか。訳の分からない立法作業でこれ以上世の中を混乱させてどうするんだか。

TPP 問題、「仮想わいせつ画像」規制請願など]

TPP で日本の著作権は米国化するのか~保護期間延長、非親告罪化、法定損害賠償 (INTERNET Watch)

赤松健氏 (「魔法先生ネギま!」原作者) のコメント「もし著作権侵害の「非親告罪化」が通ったら、2次創作同人誌は壊滅する。そして漫画業界全体のパワーも落ちる。原作者がパロに好意的な場合でも同じなのは納得いかない」

> 児童摂取の反対に取り込む団体の報告によると 196 中一ヶ国中 74 カ国で単純所持禁止してる「その結果どうなったか」については、何故かこれまで規制派は全くと言って良い程触れていない。

現実問題としては、日本の児童ポルノは単純所持規制無しなのに確実に減っている。現行法が抑止力として働いている現状で、定義がとんでもなく広範な日本で単純所持規制を新設したら、捜査範囲が異常に広がる。

それは現行法の効果が薄れるという事であり、日本での単純所持規制は児童ポルノ支援法にしが見えない。

36	<p>ACTAによる規制強化反対。 ダウンロード違法化強化反対。 TPP加入による諸規制の強化反対。</p> <p>意見： 去年成立したいわゆるウィルス作成罪は、日本のソフトウェア産業発達の脅威となり、日本の知的財産に無用の損害を与えるため、早期に廃止すべき。</p>
----	--

No.	意見
37	<p>以下、5点について意見を述べる。</p> <p>● その他（全体について） 2010年の計画と比しても、戦略として注力する点は整理され明瞭化してきていると考えられる。アジェンダセットとして網羅性の高いものとなってはいるだろう。具体的事案についてはより一層の精緻な検討と計画立案を希望する。</p> <p>● 「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」④人財育成の根幹となる創作基盤を強化する (p. 27) について 「二次創作」という法律上定義されていない言葉をさも自明のように扱うのはいかがなものか。「二次創作」とされる作品のかなりの割合は、既存作品のアイディアの利用でしかなく、これらは著作権上ははっきりと「白」であることを失念しているのではないか ※. 著作権上問題のない作品の「権利処理」など本末転倒の発想であり、特に文部科学省は現状について不勉強極まりない。 また、pixivやPIAPRO、あるいはその他動画共有サイトなどの創作基板がもたらした「制作価格の低下」、「クリエイターの消耗」等の面については正しく現状認識しているのか。創作基板がもたらす変化をポジティブな言葉で修飾しているだけでは、適切な政策や施策が実現されるとは考えられない。</p> <p>※ 中川譲(2010)『『二次創作』とは何か』、『著作権・著作隣接権論文集 第7回』, 著作権情報センター</p> <p>● 「戦略4 クールジャパン戦略」⑤グローバルに通用する人財基盤を強化する (p. 34) について 「実践的な職業能力を育成する学習システムを構築する」とあるが、こうして育成されるクリエイター達にとって、著作権法やその他の知財関連法が何の意味もなさないどころか、むしろ害悪であることを留意するべきである。例えば映像作品に携わるクリエイターは、監督以下脚本、撮影、照明、編集など多数存在するが、監督以外の全てのスタッフに著作権法は何の手当もせず、複雑な権利処理のみがのしかかるだけで何らのメリットもない。また、監督についてもほとんどは買取契約で、人格権以外はディストリビューターの一人勝ちという独占・寡占の加速を招いている。クリエイターの圧倒的多数は、人格権をも行使することのないスタッフ・職人であることを失念してはならない。著作権偏重教育は、現場のスタッフの士気を著しく下げるものでしかなく、クリエイター教育上の歪みを招いていることを周知されたい。クリエイター育成の現場は、少数独占の著作権保護政策と逆行するものであることを認識しなければならない。文部科学省も経産省も極めて不勉強である。</p> <p>● 「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブ化して活用する (p. 24) について 「電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する」とあるが、これでは「ガラパゴス」施策、イノベーションを「起こさせない」ための愚策、と言わざるを得ない。例えば視覚障害者や歩行困難者などのために遠隔地からの利用や音声読み上げサービスを構築する、あるいは、書籍のメタデータのみならず全文検索システムを提供する等、情報化・電子化といった技術は「利便性向上」のために用いなければ意味が無い。「インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設</p>

	<p>定」などを見るに、利害関係者との折衝が障害となっているのは明らかであるから、まずは議論の余地の少ないアーカイブ構築のみを是として推進し、外部提供等関係者との合意が必要な部分は後段にするくらいのイニシアチブが必要であろう。</p> <p>●「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」③グローバルな著作権侵害への対応を強化する(p. 25)について</p> <p>「人気が高い我が国のアニメやマンガは、国内公表後直ちに各国語の翻訳付きで海外サーバーにアップロードされ、不正流通が拡大している」とある。確かに不正流通ではあるが、こうした行為による「メリット」の面は検討されているのか。例えば中国・韓国のみならず、タイやベトナムで流通しているコンテンツにも不正利用は多いが、こうしたコンテンツによる親日イメージの構築は劇的なものであり、海外の若い留学生の多くはそうした不正流通から日本に好感を抱き来日している。日本のアニメ・マンガ産業は概ね国内市場でリクープを出しているのだから、一部の権利者の海外市場進出と、不正流通の結果とはいえ親日家養成のためのメディアとしての機能とは、慎重に天秤にかけべきであろう。</p>
--	---

No.	意見
38	<p>該当戦略分野： 戦略3 最先端デジタルネットワーク戦略                      提案題目： デジタルコンテンツ流通促進のための「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」設置検討の提案                      提案要旨： 我が国がデジタルコンテンツ流通分野で国際的なイニシアティブをとっていくため、許諾条件記述機能と ID 付与機能を持った中立的な「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」設立を提案し、設立に向けた検討委員会の設置を提案する。なお、検討委員会設置及びセンター設置に当たっては、総務省、経済産業省、文化庁を中心とした支援の実施を併せて提案する。</p> <p>提案内容</p> <p>ネットワークを利用したデジタルコンテンツ流通に関する基盤整備を行うことは、我が国にとって、クールジャパンコンテンツを広くプロモーションして流通させることが可能になるだけでなく、本格的な普及期を間もなく迎えようとしているネットワークコンテンツ流通分野で世界的なイニシアティブをとっていくためにも、我が国が一丸となって取り組むべき課題であると考えられる。流通基盤として必要になる機能要素は多岐に渡るが、根本的に備えるべき機能要素として、以下の二点を挙げる事ができる。</p> <p>第一点目は、コンテンツの権利を守るために必要十分な許諾条件を記述できる機能である。現状にみられる海賊版コンテンツの広範囲に渡る流通は、コンテンツホルダが正当に得るべき収入を阻害し、コンテンツホルダの制作意欲を削ぐばかりか、コンテンツホルダのネットワークコンテンツ流通に対する態度を硬化させ、そのためにコンテンツホルダがコンテンツのネットワーク流通をやめてしまい、逆にそのことが海賊版の流通を後押しするという、負の連鎖を生じさせてしまう。これを防ぐためには、コンテンツの許諾条件を明確に記述する方法が必要である。なお、いわゆる DRM 技術は、記述された許諾条件をいかに遵守させるかを目的としており、許諾条件の共通的な記述方式があれば、それを異なった DRM システムでも実現できることから、ここで述べる許諾条件の明確化は DRM 技術とは独立なものと考えべきである。</p> <p>第二点目は、コンテンツ識別子 (ID) を付与する機能である。コンテンツに ID を付与することは、コンテンツマネージメントの基本であり、上述の機能を実現する上でも、ID 付与は必要不可欠な機能である。20 世紀の終わりから 21 世紀初頭にかけて、様々な ID の提案があり、当初はシステムの複雑さを回避するため、世界で唯一の ID 体系を作ろうという機運があったが、今日の情報通信技術の発展により、必ずしも一つの ID 体系にすることが必要ではなくなっているものの、ID 管理の機能をもつ中立組織の必要性は本質的な機能として必要である。</p> <p>以上の二点の根本的な機能により、許諾条件と ID が、コンテンツホルダによる海賊版コンテンツの削除要請の裏付けとなることができるだけでなく、コンテンツ利用者の正当な権利を保障することにも繋がる。更には、コンテンツ流通に関するあらゆる機能をこの二機能がサポートすることができ、コンテンツ流通ビジネスの発展に大きく寄与することは疑いがない。</p> <p>以上、要するに、今後世界的な急成長が予測されるデジタルコンテンツ流通分野では、我が</p>

国が国際的なイニシアティブとリーダーシップを取ることが急務であり、その要として、上述の二点の機能を実現する中立的な組織を、国が支援を行い、幅広いデジタルコンテンツを網羅する形で、いち早く設立することが重要である。なお、このような中立的な組織を、安心安全で合法的なコンテンツ流通の促進に寄与することを念じ、ここでは「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」と呼ぶことにする。

以上から、具体的方策として、以下の四点を提案する。

「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」の設置に向けたコンテンツホルダーやコンテンツ利用者の参加による検討委員会の設立の検討

上記委員会の検討を通じた「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」の役割、機能、運用体制等の具体化の検討

「セキュア・リーガル・コンテンツ流通促進センター（仮称）」設置の検討に対する総務省、経済産業省、文化庁を中心とした支援の実施

以上を通して、「セキュア・リーガル・コンテンツ流通センター（仮称の）」の2014年度頃の立ち上げ

なお、以上の検討委員会及びセンターは、我が国が主体となって検討していくべきものではあるが、諸外国、特にクールジャパンコンテンツに対する興味が大きいアジア諸国と連携を取って進めることも視野に入れるべきであると考えます。

また、検討を進める上では、既存の国際標準方式を積極的に受け入れ、センターの早期立ち上げ（遅くとも2014年度頃まで）を行うことが重要であると考えます。その理由としては、先にも述べたように、我が国がデジタルコンテンツ流通分野で国際的なイニシアティブとリーダーシップを取るためには、時期を得た素早い対応が必要となっていることがあげられる。仮に方式を一から考え直したりするようなことがあれば、ライバル国、あるいは、国外の有力企業によってこのようなセンター機能が先に実現されてしまい、我が国にとって著しく不利益を被る状況が発生するであろう。その意味で、IEC 62227 (Digital Rights Permission Code) は上述の二機能を実現する国際標準であり、我が国の提案によるものでもあることから、この国際標準の使用を前提として議論を進めることが肝要であると考えます。

No.	意見
39	<p>1. 著作権の延期                      TPPにより、アメリカが著作権のさらなる延期を求めてくる可能性があります。現状で十分だと思われますので、著作権の延期は行わないようにしていただくようよろしくお願いいたします。</p> <p>2. 著作権法違反の非親告罪化                      これも、TPPにより、アメリカが著作権法違反の非親告罪化を求めてくる可能性があります。しかし、私はこれに断固反対いたします。                      「違法コピーや盗作（いわゆる海賊版）」だけに適用するならまだしも、「既存作品のキャラクターを流用した作品（いわゆる二次創作）」を著作権侵害とするかどうかは権利者に委ねるべきであり、行政が勝手に決めていいことはありません。                      それだけではなく、「完全なオリジナル（いわゆる一次創作）」の模倣部分までも、行政の判断一つで著作権侵害扱いになりかねないのです。                      これだけの弊害がある「著作権法違反の非親告罪化」を認めてしまえば日本の文化（漫画、アニメ、ゲーム、小説、映画、ドラマなど）は間違いなく衰退します。                      それに加えて、警察に別件逮捕やノルマ稼ぎの道具を与えるようなものであり、その点でも賛成できません。</p> <p>3. 著作隣接権                      これはTPPは関係ないのですが、これを認めてしまうと、作者が自分の作品を最初に発表した会社とは別の会社で自由に発表することができなくなってしまいます。                      これは読者（または視聴者など）にとって不利益であるばかりか、作者の権利を削ぐことにも</p>

	<p>つながります。</p> <p>なので、これも認めることのないようよろしくお願いいたします。</p> <p>「著作権の延期」・「著作権法違反の非親告罪化」・「著作隣接権」は断じて認めることのないよう、よろしくお願いいたします。</p>
--	---

No.	意見
40	<p>「知的財産推進計画2012」の策定において、以下の6点について新たに盛り込んでいただく事を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること</li> <li>・ 私的ダウンロード違法化条項の撤廃および反対</li> <li>・ TPPで米国が要求している、著作権非親告罪化の反対</li> <li>・ TPPで米国が要求している、著作権違反の法廷賠償金制度の反対</li> <li>・ 出版社に対する著作隣接権付与について反対</li> <li>・ 項目番号 114 番『創作基盤としての二次創作の円滑化』について</li> </ul> <p>現在の著作権法では二次創作（パロディ）は、複製権や翻訳権などの侵害行為として、一種の海賊版として司法に判断されている。</p> <p>しかし二次創作がコンテンツを生み出す源泉となっているのは、コミケなどの同人誌やヴォーカロイド「初音ミク」、ニコニコ動画などのネット上の二次創作活動の実態を見れば明らかである。</p> <p>また世界的にも二次創作（パロディ）と海賊版は区別され、その法的地位も確立されている。日本においても著作権法を改正し、現在のネット上の創作環境を損なわない形で二次創作（パロディ）の明確な位置づけを行い、現在司法で行われているような、海賊版との混同を避ける為の措置をとるべきであると考えます。</p>

No.	意見
41	<p>「その他」</p> <p>インターネットにて誰がどのような情報取得をしているのかを調べることは、絶対にしてはいけない。基本的人権である表現の自由、通信の秘密を徹底遵守すること。</p> <p>権利保護に傾きすぎにならず、利用の自由保護も考えたバランスある戦略を作ること。</p> <p>諸外国が権利保護強化に走っている今こそ、わが国がバランスある戦略を作れば、世界に打って出られる。</p>

No.	意見
42	<p>&lt;本文&gt;</p> <p>戦略3、「最先端デジタル・ネットワーク戦略」の「デジタル化・ネットワーク化の基礎を戦略的に整備する」に関しての意見です。</p> <p>「まねきTV」「ロクラクII」最高裁判決によって示された「複製主体」・「公衆送信主体」・「公衆」の概念はクラウドサービスのみならず、これまで適法と考えられてきたデータセンター・レンタルサーバー・VPS 事業をもその射程に含めることが可能な論理構成となっており、日本国内で当該サービスを行うこと、および、日本国籍を持つ個人がそれらのサービスを利用する際に大きなリスク要因となっています。</p> <p>文化庁により、三菱 UFJ リサーチ&amp;コンサルティングへの委託によって、「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」報告書（*1）がまとめられましたが、こちらの報告書は「『利用行為主体』『私的使用』『公衆』いずれの課題も、クラウドサービスに特有ではなく従前から著作権法に指摘されている課題である」とするだけで立法的措置による問題の解決に消極的な姿勢を見せています。</p> <p>*1 <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryo_4.pdf">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h23_shiho_06/pdf/shiryo_4.pdf</a></p> <p>しかし、有斐閣 ジュリスト 1423 号の「まねきTV・ロクラクII 最判のインパクト」という特集記事内の論文では、次に引用する論文のように、レンタルサーバ・VPS 等を「公衆が利用可能な自動複製機械」と認めるような見解も表明されています。</p>

ここで、本件を前記「まねき TV」最高裁判決の観点を援用して検討してみる。

何人も日本デジタル家電との関係等を問題とされず日本デジタル家電と契約を結ぶことにより「ロクラク II」サービスを利用できる以上、日本デジタル家電から見てユーザは不特定の者として公衆にあたる可言えよう。とすると、親機ロクラクは公衆たるユーザの指示に従い複製を自動的に行う機器であり、著作権法 30 条 1 項 1 号に言う「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器を言う。）に当たると考えられる。（途中略）本件は複製の主体で争われたが、「まねき TV」で示された公衆の概念に照らせば、「ロクラク II」は「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機械」に当たり、日本デジタル家電は著作権法 119 条 2 項 2 号の規定により刑事罰の対象となる（ただし親告罪）。

上原 伸一「放送事業者の著作隣接権と最高裁判決のインパクト」  
（有斐閣 ジュリスト 1423 pp. 21）

この見解で示された論理構成をそのまま用いると、レンタルサーバ・VPS も「公衆が利用可能な自動複製機械」と見做されることは、理解していただけるものと考えます。

レンタルサーバや VPS が著作権法上、違法と見做されるような事態は権利者・事業者・利用者いずれも望まないと考えますが、「まねき TV」「ロクラク II」最高裁判決以降、レンタルサーバ・VPS は「違法と見做される可能性が高い事業」となってしまったと考えています。

この問題を解決する為に、裁判所において「法律の文言の通常の意味からかけ離れた解釈」を行わない限りは、レンタルサーバ・VPS 事業を違法と解釈することができないように、著作権法の改定を行う（例えば 第 2 条 1 項 に「公衆」を定義する号を追加する等）といった立法的解決が図られるよう、知財推進計画 2012 に盛り込まれることを希望します。

あるいは立法的解決が不要であるとするならば、まねき TV・ロクラク II と レンタルサーバ・VPS はここが違うので著作権法上違法とはならないという明確な論旨を文化庁の権威の元に公式な文書として公表するように、知財推進計画 2012 に盛り込まれることを希望します。

<要旨>

まねき TV・ロクラク II 最高裁判決で示された解釈は、クラウドサービスのみならず、インターネットデータセンター・レンタルサーバ・VPS といったこれまで適法と考えられてきた事業をも違法としかねないものとなっています。

文化庁が「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」として 2012 年 1 月に発表した調査研究報告書は、これらのサービスの適法性に関する懸念を解消できない不十分なものでした。

著作権法改定という立法的措置でインターネットデータセンター・レンタルサーバ・VPS 各事業を明確に適法化するか、これらの事業とまねき TV・ロクラク II の違いを明確にした上で、著作権法上適法であると文化庁から公式に発表されるように、知財推進計画 2012 に盛り込まれることを希望します。

No.	意見
43	<p><b>【要旨】</b></p> <p>世界一厳しいといわれている日本の著作権のこれ以上の強化は、権利者の目先の利益ばかりが優先され、消費者の立場を蔑ろにした行為といえる。</p> <p>とくに TPP が著作権に及ぼす影響（非親告罪化・保護期間延長）やダウンロード刑罰化については容認することができない。</p> <p>消費者目線に立ち、規制強化どころか緩和をすべきであることを強く訴える。</p> <p><b>【本文】</b></p> <p>（1）「知的財産推進計画 2011」の記載事項について</p> <p>a) インターネット上の著作権侵害の抑止について</p> <p>インターネットの発達により違法コンテンツ・違法ファイル共有・・・悦梁从・・・氾氾猶譴討い機・・・錫鯨これらの検挙のために「通信の秘密」や「知る権利」などが侵されるのは明らかな憲法違反でありこれを容認することはできない。</p>



## b) 二次創作（パロディ）の権利処理ルールの明確化について

すべての創作は模倣から始まり、それが文化になることから二次創作を一口に「著作権の侵害」と片付けるのはナンセンスである。

本来著作権法とは文化の発展を目的とするものであるから、二次創作の権利処理ルートを明確化するのであれば過剰な規制が起こらぬよう留意する必要がある。

## c) 意匠の保護対象拡大に関する検討について

インターネット上の画像や文章におよぶまで意匠として保護することには断固反対する。

これらを「著作物」として保護した場合のメリットよりも権利問題のクリアや違反した場合の訴訟などユーザーにかかる負担やリスクといったデメリットのほうが明らかに大きく日常生活に過大な影響を及ぼすことになる。

## d) 商標の保護対象拡大に関する検討について

## e) コンテンツに関する規制緩和について

諸外国への規制緩和の働きかけよりも、日本国内での規制強・化を問題・として解決すべきである。

東京都に代表される各都道府県の青少年健全育成条例や、児童ポルノ禁止法の改正案など、どれも国内の表現に対する不当な圧力である。

これらの規制は日本のコンテンツ産業に甚大な被害を及ぼすといって過言ではない。

「クールジャパン」と日本のコンテンツ産業を海外に推進していくのならこのように「自らの首を絞める」ような悪法は排除していくべきである。

## (2) その他の知財政策事項について

## a) ダウンロード違法化問題について

2009年6月に成立し2010年1月から施行されている改正著作権法について、ダウンロード違法化を規定する「第30条第1項第3号」は削除すべきであり、また現在自民・公明両党が提出しようとしている「ダウンロード刑罰化」についても断固反対する。

そもそもダウンロードという行為において、「(違法という)事実を知らず」であるかどうかを判断することは極めて難しい。

このような基準で有罪無罪が決定するというのは恐ろしいことである。現在日本レコード協会が「違法ダウンロード刑罰化」実現に向けてロビイングを行っているが、違法化してまだ1年という短期間で「効果が出ないから」と民事訴訟さえ一度も起こさず刑罰化を促すのはおかしい話であり、そこに正当性はない。

違法ダウンロードについては「違法化」の時点でパブコメには7割の反対意見が寄せられたにもかかわらず成立しており、これは国民の権利や安全を置き去りにした行為である。

スイスでは「ダウンロードは著作権法上合法のままであるべき」という報告が政府から出された。これらも参考にし、その無知・無関心によって権利者に踊らされ、消費者が不利益を被らないよう政府や国会議員はもっと造詣を深めなくてはいけない。

スイス法務・警察省のリリース

<http://www.ejpd.admin.ch/content/ejpd/de/home/dokumentation/mi/2011/2011-11-30.html>

## b) 保護期間延長問題について

保護期間の延長は必要ない。

特に音楽においての著作権隣接は原盤権をレコード会社から制作者本人が買い取らない限り制作者本・・ 佑琉媚厨砲・・ 鋸齋查独任気譴燭蟪・ 佞忘独任靴燭・ 箸發任④覆あ・・ 覆鼻・・・ 錫鮓製作者がないがしろにされた状況が見受けられるため、排除もしくは短期間化してもよいと考える。

TPPにより海外から保護期間の延長をするよう圧力がかけられる可能性が高いが、日本はそれに応じるべきではない。

## c) 出版社に対する著作

近年その広がりを見せている電子書籍であるが、著作者だけでなく出版社への著作権隣接を求めることについて断固反対である。

出版社にこのような独占権を持たせることにより、上に書いたレコード会社と制作者間の問題のようなことが出版業界でも起こりうるということであり、それが昨今の音楽業界の衰退を招い

	<p>ていることから考えれば決して導入すべきではない。 文化庁はその検討を中止するべきである。</p> <p>d) 私的録音録画補償金問題について 権利者団体の権利拡大＝金づるとして利用されているにすぎない。即刻緩和すべき。 録画機で録画したものが他の再生機では再生できないなど、ユーザーの立場を全く考えていない。 iPod 等への規制拡大をうたっているが、そのようなことをすれば逆に産業として衰退することは目・・妨・ㄗ 討い襦・・錫鯢錫鯢・ぢ) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について上記と同様の理由で規制緩和すべき。 有料放送はもちろんのこと、無料放送においてもこのようなコピーガードがかかることで利便性が下がりなおかつ私的録画補償金を支払わねばならないというのは行き過ぎた保護としか言えない。</p> <p>f) 環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関する検討について 上に書いたように TPP 交渉の一部として著作権の保護期間延長・非親告罪化等知財に関する様々な要求があることが予想されているが、日本は決してこの交渉に応じてはならない。 要求されるであろう内容はいずれも不当に国民の生活を脅かすものとなるのは間違いなく、またフェアユースといういわゆる「グレーゾーンからシロを救い出す」といった働きが日本にはないため、先に書いた二次創作の存続が難しく、結果として日本のコンテンツ文化は死滅すると考えてよい。</p> <p>(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について</p> <p>a) 児童ポルノ規制・・E 汽う肇中踏奪⑤鷗阿砲吊い・・錫鯢児童ポルノ禁止法の改正・・について・は即刻断念すべきである。 規制強化よりも被害児童の救済に重きを置くべきであるが、「被害者のため」を散々歌っているながら成立から10年たった今でもその件については議論されることがない。 ましてアニメーション・ゲーム・漫画等の架空の表現にまで「見た目」を理由に規制をかけようとする行為はそれこそ「現実と架空世界の区別が付いていない」のであり、これらを児童ポルノに含めるといふ考えは捨て去ってしかるべきである。 また単純所持の禁止についても断固反対である。 海外では我が子の成長の記録としての入浴写真を所持していた実の親が逮捕されるなどという事件、無差別に児童ポルノをばらまくウイルスに感染したことによる冤罪などが後を絶たない。 これらはいずれも1999年の法律制定時に大議論を巻き起こし、その危険性から排除された項目であり、再び議論の場に挙げるべき話題ではない。</p> <p>b) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について こちら児童ポルノ禁止法同様「青少年のため」をうたっ・・浸・他素良集獣動気任△蠶・ㄗ 鑠兒澆氣譴襪戮④任△襦・・錫鯢改正の手順の時点で民主主義国家とは思えない閉鎖的で偏った議論がなされ、警察や一部組織の強権発動のために利用されているようにしか見えない。</p>
--	--

No.	意見
44	<p>以下の4点に関して意見を述べる。</p> <p>要旨：知財推進計画2012においては、コンテンツのユーザの利害を考慮した計画策定を望む。 具体的には、日本版フェアユースの早期導入、私的録音録画補償金に関する議論の仕切り直し、ACTAやTPPへの慎重な対応の3点を明記することを求める。</p> <p>育成・保護しようとする主体に関して（戦略2 知財イノベーション競争戦略、その他） 情報通信技術におけるイノベーションやインターネットの普及により、今やコンテンツの利用者（ユーザ）と作成者の垣根は極めて低くなった。この点は、知的財産推進計画（以下「計画」）2011も「独創的な二次創作」（p.26）等と正しく認識しているところである。一方で、コンテンツの作成者（著作者）と権利者（著作権者）には乖離が生じている。すなわち、権利者は必ずしも現役のコンテンツ作成者の利害を代表するものではなく、現在では利害すら一致していない場</p>

	<p>合も多いのである。それにも関わらず、知財推進計画は基本的に、権利者を保護し、ユーザを規制するという方向で構成されている。墓守りを守っても、新たな価値が生み出されることはない。魅力的なコンテンツを新たに生み出す人材ならびにその予備軍であるユーザの利便性を最優先する方向で、計画 2012 は抜本的に見直してもらいたい。</p> <p>日本版フェアユースの導入に関して（戦略 2 知財イノベーション競争戦略、その他）</p> <p>1. とも関連するが、権利制限の一般規定、いわゆる日本版フェアユースの導入に関しては、計画 2011 でも触れられているものの、極めて進みが遅いと言わざるを得ない。加えて、先日公開された文化庁の文化審議会著作権分科会の報告書を見ると、次第に制約や要件が増え、米国のフェアユースと比べて骨抜きになっている印象を受ける。当初の目的を踏まえ、コンテンツ・ユーザの利害を第一にスピード感をもって導入を目指すことを明記してもらいたい。</p> <p>私的録音録画補償金の問題に関して（戦略 2 知財イノベーション競争戦略、その他）</p> <p>私的録音録画補償金に関しては、権利者団体と家電メーカーが訴訟を戦い、知財高裁でメーカー側が勝訴するという事態となった。権利者団体の主張を支持する声はユーザの間ではほとんどないが、コンテンツ作成者が正当に報われることに反対する者もまたいないはずである。現状の混迷した議論は一回仕切り直し、知財本部がイニシアチブを取って新制度の設計も含めた利害調整を行ってもらいたい。その際にも、ユーザの利害を無視しないことを明記することを希望する。</p> <p>ACTA および TPP の知財チャプターに関して（戦略 2 知財イノベーション推進戦略、その他）</p> <p>ACTA は、「模倣品・海賊版拡散防止条約」という名称が与えるイメージとは裏腹に、インターネットならびに市民的自由の規制強化という方向に進んでおり、しかも模倣品や海賊版の拡散防止には実質的に役立たないという最悪の結果になるだろう。ゆえに、かねてから世界規模で強力な反対運動が繰り広げられてきたのは衆知の事実である。それにも関わらず、計画 2010 からの引き継ぎでやみくもに推進しようとする姿勢には疑問を禁じ得ない。当然批准には反対する。加えて、知財関連のチャプターを含む TPP に関して、議論にあたっては最高度の慎重さと、交渉内容の徹底した定期的情報公開を求める。これらの点に関して、計画 2012 への明記を希望する。</p>
--	---

No.	意見
45	<p>1 国際標準化のステージアップ戦略について：特にありません。</p> <p>2 知財イノベーション競争戦略について：  「音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大」については“速やかに”結論を得るのではなく“慎重に”検討する必要があると思います。例えばアニメや漫画のキャラクター等を車体にプリントした通称“痛車”と呼ばれている車がありますが、それらはそのアニメや漫画等が大好きで漫画やアニメ等の売り上げにも貢献している人たちであると思います。その様なものが許されているのも日本的な良さではなからうかと思えます。それと著作権の保護を行うのなら少しのお金を出せば欲しいコンテンツが何でも簡単に手に入るようになってほしいです。現状では絶版品等またはデジタル化配信されていない等で手に入らないコンテンツが大変多いです。再販予定の無い絶版品等はもう損害が出ないのだから著作権はむしろもっと緩和されて欲しいぐらいです。個人的な使用の範囲なら、著作権はもっと緩和されるべきだと思います。現状のようにとにかく厳しく著作権の過剰保護ともいえる方向性は如何なものかと考えます。</p> <p>3 最先端デジタル・ネットワーク戦略について：  アニメや漫画等の二次創作についてはこれらによってパロディの元の作品への興味や愛着がわくこと多くあるので現状の自由さが確保されると嬉しいです。</p> <p>4 クールジャパン戦略について：  クールジャパン戦略によって日本の良いものをどんどんグローバル化させる事による弊害として外国人や海外市場を強く意識しすぎてそのもの本来が持っている日本的な良さが例えばどんどん欧米的になっていってしまう等のようなことが起こらないように慎重に考える必要があ</p>

とあります。

No.	意見
46	<p>《要旨》                      アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード違法化条項の撤廃を求める。何ら国民的コンセンサスを得ていない海賊版対策条約の批准、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>-----意見-----</p> <p>【全般】                      今の著作権法はあまりにも権利者に有利過ぎます。                      このまま知財保護が行きすぎれば消費者もあきれ果て、その内知的商品に触れる事を厭う様になり、確実に文化としても産業としても潰れてしまいます。                      むやみやたらな保護の強化は権利者側の意識の低下を誘発するだけでなく、客の反感を買うだけです。</p> <p>【海賊版対策条約（ACTA）について】                      去年経産省の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法の改正案が国会を通され、今年文化庁の主導により無意味かつ危険なDRM回避規制の強化が行われようとしているが、その背景には、第23ページに書かれている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の検討がある。このように、ユーザーの情報アクセスに対する危険性を不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約であるこのACTAの批准に反対します。</p> <p>【インターネット上の著作権侵害の抑止について】                      第26ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育や供給側の営業努力（いい加減、ふんぞり返りながら「絶版です」って言うのはやめろ！）によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めてください。</p> <p>【二次創作（パロディ）の権利処理ルールの明確化について】                      第26ページに、「パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」と書かれているが、パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであるため、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺してはいけません。                      今まで日本において、ジャンルによりかなり緩やかな二次創作ルールが慣習として存在し、このような慣習的な表現の自由度により表現の多様性が十分に確保され文化の発展がより促されて来たという事実があることを考え、パロディに関する検討について引き続き知財計画に記載するのであれば、検討においてそのルールが必要以上に規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害しないと十分留意明記してください。また、フランスなどでパロディに関する著作権法上の権利制限が存在していることから分かるように、世界的に・・・討癪▲喜蹈妊・覆匹諒頭重-姪織Σ礎佑・「尻蕪・実亡ていないなどということはありません。政府・与党の検討にあっては、このような二次創作の文化的意義・価値をきちんと認めるべきであり、この点からも、どのような著作権法上のルールの検討も文化庁によって不当に規制的なものとされ文化の発展をかえって阻害しているという今の惨状を多少なりとも緩和するべく、アメリカ等と比べて遜色の無</p>

	<p>い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にパロディなどについてもすくい上げられるようにすべきです。</p> <p>それ以前に、パロディや2次創作モドキについては著作権者も関係者もデカイ口を叩けないんですよ。</p> <p>今あるTVゲームはウィリアム・ヒギンボーサム博士 (Tennis for Two) やアレキサンダー・サンディ・ダグラス氏 (OXO) やトーマス・T・ゴールドスミス氏やエストル・レイ・マン氏 (合衆国特許 #2 455 992) の著作物のパロディや2次創作モドキが発展したものですし、今の小説や漫画は古代ギリシャや平安時代に書かれた作品から派生したものですしね。</p> <p>そもそも、『本家取り』だの『ジャンル』というモノが存在している時点でどうなのよ、という話なんです。</p>
--	---

No.	意見
47	<p>・ 要旨</p> <p>フェアユース導入の場合、アメリカと比べ遜色のないフェアユースを導入すべき。ダウンロード違法化条項は撤廃することも求める。そもそもダウンロード違法化のパブリックコメントでは大半が反対であったにも関わらず無視されたことも問題である。また現在以上の知財保護強化に反対。著作権の保護期間延長、私的録音録画補償金の対象拡大などに反対。国民目線にたった規制緩和を求める。</p> <p>3. 最新デジタル・ネットワーク戦略について</p> <p>26 ページ、「パロディに関する法的課題を検討するとともに、インターネット上の共同創作や二次創作の権利処理ルールの明確化のための取組を進める」と書かれているが、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって規制され委縮するような事態にならないようにすべき。二次創作、パロディに関する検討について引き続き知財計画に記載する場合、規制的なものとなり文化の発展をかえって阻害することがないように十分留意すると明記すべき。</p>

No.	意見
48	<p>●戦略4 クールジャパン戦略</p> <p>■政府としての統一された戦略の策定・実施について</p> <p>(1) クールジャパン戦略の策定、実行に関しては、知的財産戦略本部が司令塔となり、各省庁の連携を図っているものと理解しているが、各省庁の連携がいまだに不十分である。</p> <p>(2) たとえば、経済産業省は、クールジャパン官民有識者会議を構成し、ポータルサイト「Cool Japan Daily」 <a href="http://cooljapandaily.jp/">http://cooljapandaily.jp/</a> による発信を行っている。一方、知的財産戦略本部においても「JAPAN NEXT キャンペーン」 <a href="http://www.jp-event.jp/">http://www.jp-event.jp/</a> が開設されたが、両者に連携があるように見受けられない。</p> <p>●その他</p> <p>■審議会等の透明性の確保</p> <p>(1) 知的財産戦略、政策の策定に関する各省庁の審議会等の透明性の確保が不十分なものがある。</p> <p>(2) 原則は、公開（一般傍聴可能）とし、また、可能な限りネット中継等を実施すべきである。会議の性質によっては、非公開、傍聴無しとなることはやむを得ないと理解するが、議事録、議事概要の公表により透明性の担保を望む。</p> <p>特に文化審議会著作権分科会の小委員会下のワーキングチームは、会議が非公開、資料も非公開、「議事概要」は「〇〇について検討した」の1行で終わっていることが多く、問題である。</p> <p>(3) また委員等の人選に関しても、その過程を明らかにし、極端に長期間にわたったり、関連会議の併任等には相応の理由を秋あらにすべきである。さらにユーザー代表を必ず入れるべきである。</p>